県・大津市交通安全計画　本文比較

資料３

赤字：県第11次からの追加・変更

第11次市本文：黒字

赤字：第11次大津市交通安全計画と比較して、県第12次計画に協調して追加・変更した内容（箇所）
青字：市対策会議委員会・幹事会及び市議会生活産業常任委員会における意見を反映し、前計画と比較して追加・変更した内容（箇所）

青字：市対策会議委員会・幹事会及び市議会生活産業常任委員会における意見を反映し、前計画と比較して追加・変更した内容（箇所）

空欄：該当記載なし／薄黄：県の新規・削除

淡緑：市項目の移動（移動番号とセル番号でも移動先を確認できます）

淡緑：市項目の移動（移動番号とセル番号でも移動先を確認できます）

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
151	**Ⅱ 道路交通に関する安全施策**	**第４章　第２節　道路交通に関する安全施策**	**第４章　第２節　道路交通に関する安全施策**	
152	**１道路交通環境の整備**	**１ 道路交通環境の整備**	**１ 道路交通環境の整備**	
153	(1)生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	**(1) 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備**	**(1) 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備**	
154	これまで一定の成果を上げてきた交通安全対策は、主として「自動車中心」の対策であり、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は十分とは言えず、また、生活道路への通過交通の流入等も依然として深刻な問題です。	「人」の視点に立った道路等の交通安全施設等の整備や効果的な交通規制の推進等きめ細かな事故防止対策を実施することにより、安全・安心な道路交通環境の形成に努めます。	「人」の視点に立った道路等の交通安全施設等の整備や効果的な交通規制の推進等のきめ細かな事故防止対策を実施することにより、安全・安心な道路交通環境の形成に努めます。	
155	このため、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等の必要な箇所において歩道等を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要があり、歩行者等の安全を特に確保する必要がある道路においては、歩道等の交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等きめ細かな事故防止対策を実施することにより、車両速度の抑制や、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が分離された安全・安心な道路交通環境の形成に努めます。			
156	ア生活に密着した身近な道路等における交通安全対策の推進 科学的データや、地域の顕在化したニーズ等に基づき抽出した交通事故の多いエリアにおいて、県、市町、地域住民等が連携し、通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、子どもや高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図ります。	**① 生活に密着した身近な道路等における交通安全対策の推進** 通過交通*2車両の流入や車両速度を抑制する対策を進め、子どもや高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図ります。	**① 生活に密着した身近な道路等における交通安全対策の推進** 通過交通*4車両の流入や車両速度を抑制する対策を進め、子どもや高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図ります。	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課 こども・若者政策課 道路・河川管理課
157				
158	(ｱ)滋賀県公安委員会による対策 交通規制、交通管制および交通指導取締りの融合に配意した施策を推進します。生活に密着した身近な道路については、歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、最高速度30キロメートル毎時の区域規制等を実施する「ゾーン30」や、最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンプや狭さくといった物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン30プラス」の整備を推進するとともに、通行禁止等の交通規制を実施するほか、高輝度標識等の見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備や信号灯器のLED化、路側帯の設置・拡幅、ゾーン規制の活用等の安全対策や、外周幹線道路を中心として、信号機の改良、光ビーコン・交通情報板等によるリアルタイムの交通情報提供等の交通円滑化対策を実施します。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、視覚障害者や高齢者等の安全な交差点の横断を支援する歩行者等支援情報通信システム[注2]（高度化PICS）、歩行者等と自動車が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号等の整備を推進します。さらに、道路幅員が狭くガードレール等もない生活道路でも活用できる可搬式オービスを活用した適切な取締りを推進します。	ア 滋賀県公安委員会による対策 県計画に基づく交通規制、交通管制及び交通指導取締りの融合に配意した施策を推進します。	ア 滋賀県公安委員会による対策 県計画に基づく交通規制、交通管制及び交通指導取締りの融合に配意した施策を推進します。	
159				
160	[注2] 歩行者等支援情報通信システム：交差点等に設置する電波式通信装置と歩行者が所持する携帯端末等が双方向に情報をやり取りすることにより、通行する高齢者、身体障害者等に信号の状態等に関する情報を提供し、安全な移動を支援するシステム			
161	(ｲ)道路管理者による対策 歩道の連続的・面的な整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するとともに、滋賀県公安委員会により実施される交通規制および交通管制との連携を強化し、ハンプやクランク等車両速度を抑制する道路構造等により、歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成するゾーン対策、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良やエリア進入部におけるハンプや狭さくの設置等によるエリア内への通過車両の抑制対策を実施します。	イ 道路管理者による対策 歩道の連続的・面的な整備等により、安心して移動できる歩行空間を整備するとともに、歩行者や自転車の通行の安全性の確保や通過交通車両の流入の抑制を図る対策を実施します。	イ 道路管理者による対策 歩道の連続的・面的な整備等により、安心して移動できる歩行空間を整備するとともに、歩行者や自転車の通行の安全性の確保や通過交通車両の流入の抑制を図る対策を実施します。	
162				
163	また、道路標識の高輝度化、必要に応じた大型化・可変化・自発光化、標示板の共架、設置場所の統合・改善、道路標示の高輝度化等（以下「道路標識等の高輝度化等」という。）を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備を推進します。	また、国や県、市、市民等が連携して、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備や交通事故危険箇所の対策に取り組みます。	また、国や県、市、市民等が連携して、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備や交通事故危険箇所の対策に取り組みます。	
164	さらに、ビッグデータの活用により潜在的な危険箇所の解消を進めるほか、交通事故の多いエリアでは、県、市町、地域住民等が連携して効果的・効率的に対策を実施します。	*2通過交通：ある地域を通過するだけで、その地域内には目的地がない交通のこと。	*4通過交通：ある地域を通過するだけで、その地域内には目的地がない交通のこと。	

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
165	イ通学路等における交通安全の確保 通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、各市町で策定する「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で	**② 通学路等における交通安全の確保** 未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路や通学路における交通安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」に基づく定期的な合同点検等を実施するとともに、地域や保護者から日常の状況を把握したうえで、道路交通の実態に応じ、学校、教育委員会、保育所等の対象施設及びその施設を	**② 通学路等における交通安全の確保** 子どもが日常的に集団で移動する経路や通学路における交通安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」に基づく定期的な合同点検等を実施するなど、地域や保護者から日常の状況を把握したうえで、道路交通の実態に応じ、学校、教育委員会、保育所等の対象施設及びその施設を所管する機関、警察、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 児童生徒支援課 自治協働課 こども・若者政策課 道路・河川管理課
166	移動する経路の緊急安全点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、警察、学校、教育委員会、保育所等の対象施設、その所管機関、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。 また、高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所や児童館等に通う児童・幼児の通行の	所管する機関、警察、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。 また、園児、児童、生徒等の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備	合同点検で確認した危険箇所については、対策の実施状況と効果を継続的に確認します。また、キッズゾーンの周知や、保育所等の職員による危険箇所の点検を行い安全対策に繋げていきます。	
167	安全を確保するため、通学路をはじめとした歩道等の整備を推進するとともに、ハンプ・狭さく等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵・ライジングボラード等の設置、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充等の対策を推進します。	や、ハンプ・狭さく等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵等の設置、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、横断歩道の拡充等の対策を推進します。	
168	また、中学生・高校生の自転車での通学中の交通事故を減らすため、学校等とも連携した交通安全対策を面的に推進するとともに、除雪や融雪設備の整備の際に、通学路に配慮して実施し、積雪地域の交通安全対策を推進します。	さらに、毎年度、国や県、市、市民等が連携し、通学路を集中的に点検する安全点検期間を設け、市民へ周知・啓発します。	また、園児、児童、生徒等の通行の安全を確保するため、通学路をはじめとした歩道等の整備や路肩拡幅、狭さく等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵等の設置、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、横断歩道の拡充等の対策を推進します。 さらに、中学生の自転車通学時の交通事故防止に向け、学校等と連携した交通安全対策や、通学路に配慮した除雪・融雪対策を推進します。	
169			これらの取組に加えて、毎年度、国や県、市、市民等が連携し、通学路を集中的に点検する安全点検期間を設け、その実施について市民に周知・啓発します。	
170	ウ高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備	**③ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備**	**③ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課 障害福祉課 建設監理課 地域交通政策課 道路建設課 道路・河川管理課
171	(ｱ)高齢者や障害者等を含め全ての人が安心して参加し、安全に活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性や幅員が確保された歩道等を積極的に整備します。	ア駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性や幅員が確保された歩道等を積極的に整備します。	ア駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性や幅員が確保された歩道等を積極的に整備します。	
172	(ｲ)歩道の段差・傾斜・勾配の改善、音響式信号機やバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン[注3]、昇降装置付立体横断施設、歩行者用休憩施設、自転車駐車場、障害者用の駐車マス等を有する自動車駐車場等の整備を推進します。	イ歩道の段差・傾斜・勾配の改善、音響式信号機等のバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン*3、昇降装置付立体横断施設、歩行者用休憩施設、自転車駐車場、障害者用の駐車ます等を有する自動車駐車場の整備等を推進します。	イ歩道の段差・傾斜・勾配の改善、音響式信号機等のバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン*5、昇降装置付立体横断施設、歩行者用休憩施設、自転車駐車場、障害者用の駐車ます等を有する自動車駐車場の整備等を推進します。	
173	[注3] エスコートゾーン：道路を横断する視覚障害者の安全性および利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列			
174	(ｳ)高齢者、障害者等の通行の安全確保と円滑化を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識等の高輝度化等を推進します。	ウ高齢者、障害者等の安全な移動を支援する信号灯器や道路標識、道路標示の整備、新たな技術の導入検討を推進します。	ウ高齢者、障害者等の安全な移動を支援する信号灯器や道路標識、道路標示の整備、新たな技術の導入に向けた検討を推進します。	
175	また、Bluetoothを活用し、スマートフォン等に対して歩行者用信号情報を送信するとともに、スマートフォン等の操作により青信号時間の延長を可能とする歩行者等支援情報通信システム（高度化PICS）の導入を検討するなど高齢者、障害者等の安全な移動を支援します。			
176	(ｴ)駅前等の交通結節点において、エレベーター等の設置、スロープ化や建築物との直結化が図られた立体横断施設、交通広場等の整備を推進し、安全で快適な空間を積極的に確保します。	エ大津市バリアフリー基本構想に基づくＪＲ大津駅・京阪浜大津駅（現：びわ湖浜大津駅）周辺地区やＪＲ膳所駅・京阪膳所駅周辺地区における特定事業の推進をはじめ、駅前等の交通結節点において、エレベーター等の設置、スロープ化や建築物との直結化が図られた施設の整備を推進します。	エ大津市バリアフリー基本構想に基づくＪＲ大津駅他８地区における特定事業の推進をはじめ、駅前等の交通結節点において、エレベーター等の設置、スロープ化や建築物との直結化が図られた施設の整備を推進します。	
177	特に、バリアフリー法に基づく重点整備地区に定められた駅の周辺地区等においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の歩道、道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機等を連続的・面的に整備しネットワーク化を図ります。	また、視覚障害者誘導用ブロックや歩行者用の案内標識の設置等を推進します。	また、視覚障害者誘導用ブロックや歩行者用の案内標識の設置等を推進します。	
178	さらに、視覚障害者誘導用ブロック、歩行者用の案内標識等により、公共施設の位置や施設までの経路等を適切に案内します。			
179	(ｵ)横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを強化するとともに、高齢者、障害者等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道や視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車についても、放置自転車等の撤去を行う市町と連携を図り、解消に努めます。	オ横断歩道、バス停留所付近等の駐車違反の取締り強化、歩道や視覚障害者誘導用ブロック上の放置自転車等の撤去に努めます。	オ横断歩道、バス停留所付近等の駐車違反の取締りを強化するとともに、歩道や視覚障害者誘導用ブロック上の放置自転車等の撤去に努めます。	
180		*3エスコートゾーン：道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列	*5エスコートゾーン：道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列	

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
181		**④ 交差点や施設出入り口等の見通しの確保の推進**	**④ 交差点や施設出入り口等の見通しの確保の推進**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課 こども・若者政策課 道路・河川管理課
182		交差点や施設出入り口等の見通しを確保するため、歩行者や運転者、子どもや高齢者、障害者の目線に立って、指針を策定して門、柵、塀、植栽等の設置に配慮するとともに、隅切りや待避所、カーブミラーの設置等に取り組みます。	交差点や施設出入り口等の見通しを確保するため、歩行者や運転者、子どもや高齢者、障害者の目線に立って、「大津市の道路、施設の見通しの確保に係る設計・管理上の指針」を活用し、門、柵、塀、植栽等の設置に配慮するとともに、隅切りや待避所、カーブミラーの設置等に取り組みます。	
183		また、市民や事業者においても、建物や構造物を設置する際には、道路の見通しを遮らない大きさ、形状等に配慮するよう、周知・啓発に努めます。	市民や事業者に対しても、同指針を活用し、建物や構造物を設置する際には、道路の見通しを遮らない大きさ、形状等に配慮するよう、周知・啓発に努めます。	
184		さらに、安全な道路空間を確保するため、道路占用の適正化と不法占用物の排除に努めます。	また、令和７年４月に策定した「大津市街路樹等管理ガイドライン」を踏まえ、街路樹や植樹帯等の点検・整備を継続するとともに、見通しを妨げる街路樹の伐採及び植樹帯の撤去等に取り組みます。	
185			特に、交差点付近や通学路等における街路樹、植樹帯等のうち、見通しを妨げるものについては、重点的に点検・整備を行います。	
186			さらに、安全な道路空間を確保するため、道路占用の適正化と不法占用物の排除に努めます。	
187	(2)高速道路の更なる活用促進による生活に密着した身近な道路等との機能分化高規格幹線道路[注4]から生活に密着した身近な道路等に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進します。	**(2) 高速道路の道路利用促進による生活に密着した身近な道路等の安全確保**	**(2)高速道路の道路利用促進による生活に密着した身近な道路等の安全確保**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課
188	特に、高規格幹線道路等、事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活に密着した身近な道路等においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、歩行者、自転車中心の道路交通を形成します。	高規格幹線道路等の事故率の低い道路の利用を促進し、生活に密着した身近な道路等における通過交通車両の流入や車両速度の抑制を図ることで、歩行者や自転車の安全を確保します。	高規格幹線道路等の事故率の低い道路の利用を促進し、生活に密着した身近な道路等における通過交通車両の流入や車両速度の抑制を図ることで、歩行者や自転車の安全を確保します。	
189	[注4] 高規格幹線道路：自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道および一般国道の自動車専用道路で構成			
190	(3)幹線道路における交通安全対策の推進	**(3) 幹線道路における交通安全対策の推進**	**(3) 幹線道路における交通安全対策の推進**	
191	幹線道路における交通安全対策については、事故危険箇所を含め死傷事故率の高い区間や、地域の交通安全の実情を踏まえた区間を優先的に選定し、対策立案段階では、これまでに蓄積してきた対策効果データにより対策の有効性を確認した上で次の対策に反映する「成果を上げるマネジメント」を推進するとともに、急ブレーキデータ等のビッグデータを活用した潜在的危険箇所の対策などきめ細かく効率的な事故対策を推進します。	幹線道路における交通安全対策として、交通事故危険箇所へきめ細かで効率的な取組を推進します。	幹線道路における交通安全対策として、交通事故危険箇所に対するきめ細かで効率的な取組を推進します。	
192	ア事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進	**① 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進**	**① 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 道路・河川管理課
193	交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクル[注5]を適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、次の手順により「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進します。	県計画に基づき、道路整備事業における交通安全効果の科学的検証とマネジメントサイクルの適用により効率的・効果的な実施を図る「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進します。	県計画に基づき、道路整備事業における交通安全効果の科学的検証とマネジメントサイクルの適用により交通安全対策の効率的・効果的な実施を図る「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進します。	
194	[注5] マネジメントサイクル：計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action）を繰り返すことによって業務を継続的に見直していく手法		また、事故情報や対策の効果を踏まえた道路交通環境整備に努めます。	
195	(ｱ)死傷事故は特定の区間に集中していることを踏まえ、死傷事故率の高い区間や地域の交通安全の実情を反映した区間等、事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定します。			
196	(ｲ)地域住民に対し、事故危険区間であることの注意喚起を行うとともに事故データや対策効果データを活用し、事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施します。			
197	(ｳ)対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を次の新たな対策の検討に活用します。			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
198	イ事故危険箇所対策の推進	**② 事故危険箇所対策の推進**	**② 事故危険箇所対策の推進**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 道路・河川管理課
199	事故危険箇所においては、信号機の新設・改良等、道路標識等の高輝度化等、歩道等の整備、隅切り等の交差点改良、視距[注6]の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置および防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進します。 [注6] 視距：見通すことのできる距離	事故危険箇所においては、信号機の新設・改良、道路標識の高輝度化、歩道等の整備、隅切り等の交差点改良、見通しの確保、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標の設置等の対策を推進します。	事故危険箇所においては、信号機の新設・改良、道路標識等の高輝度化、歩道等の整備、隅切り等の交差点改良、見通しの確保、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標の設置等の対策を推進します。 また、対策を推進するにあたっては、地域から寄せられる情報や事故情報も踏まえて検討していきます。	
200				
201	ウ幹線道路における交通規制	**③ 幹線道路における交通規制**	**③ 幹線道路における交通規制**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 道路・河川管理課
202	一般道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設等の整備状況、道路交通実態の状況等を勘案しつつ、速度規制および追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等の交通規制について見直しを行い、その適正化を図ります。 また、新規供用の高速自動車国道等については、道路構造、交通安全施設の整備状況等を勘案し、安全で円滑な交通を確保するため、適正な交通規制を実施するとともに、既供用の高速自動車国道等については、交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを推進します。特に、交通事故多発区間においては、大型貨物自動車等の通行区分規制、速度規制等の必要な安全対策を推進するとともに、交通事故、天候不良等の交通障害が発生した場合は、臨時交通規制を迅速かつ的確に実施し、事故の防止を図ります。	一般道路における交通の安全と円滑化を図るための速度規制の適正化等の必要な安全対策を推進するとともに、交通事故、天候不良等の交通障害が発生した場合の臨時交通規制等による事故の防止を図ります。	一般道路における交通の安全と円滑化を図るための速度規制の適正化等の必要な安全対策を推進するとともに、交通事故、天候不良等の交通障害が発生した場合の臨時交通規制等による事故の防止を図ります。	
203				
204	エ重大事故の再発防止	**④ 重大事故の再発防止**	**④ 重大事故の再発防止**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 道路・河川管理課
205	社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図ります。	社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、再発防止を図ります。	社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、再発防止を図ります。	
206	オ適切に機能分担された道路網の整備	**⑤ 適切に機能分担された道路網の整備**	**⑤ 適切に機能分担された道路網の整備**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 道路建設課 道路・河川管理課
207	(ｱ)高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図ります。	ア幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークの体系的な整備と歩道や自転車道等の充実により、歩行者、自転車、自動車等の通行の分離を図ります。	ア幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークの体系的な整備と、歩道や自転車道等の充実により、歩行者、自転車、自動車等の通行の分離を図ります。	
208	(ｲ)一般道路と比較して安全性の高い高規格幹線道路等の整備やインターチェンジの増設等による利用しやすい環境を整備し、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させます。	イ安全性の高い幹線道路等の整備を推進し、道路ネットワーク全体の安全性を向上させます。	イ安全性の高い幹線道路等の整備を推進し、道路ネットワーク全体の安全性を向上させます。	
209	(ｳ)通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通環境を確保するため、バイパス、および環状道路等の整備を推進します。	ウ交通の効果的な分散のため、バイパス等の充実を図ります。	ウ交通の効果的な分散のため、バイパス等の充実を図ります。	
210	(ｴ)幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を行うとともに、滋賀県公安委員会により実施される交通規制および交通管制との連携を強化し、ハンプ・狭さく等による車両速度および通過交通の抑制等の整備を総合的に実施します。	エ幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備と、車両速度及び通過交通車両の流入の抑制等を行います。	エ幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備と、車両速度及び通過交通車両の流入の抑制等を行います。	
211	カ高速自動車国道等における事故防止対策の推進	**⑥ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進**	**⑥ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 道路・河川管理課
212	高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、渋滞区間における道路の拡幅等の改築事業、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図ります。	高速自動車国道等における事故防止対策は、県計画に基づき推進します。	高速自動車国道等における事故防止対策は、県計画に基づき推進します。	
213	(ｱ)事故削減に向けた総合的対策の実施			
214	安全で円滑な自動車交通を確保するため、事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所について、雨天、夜間等の事故要因の詳細な分析を行い、これに基づき中央分離帯強化型防護柵、自発光式視線誘導標、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を重点的に実施し、道路構造上往復に分離されていない非分離区間については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため高視認性ポストコーン、高視認性区画線の設置による簡易分離施設の視認性の向上、凹凸型路面標示の設置、中央分離帯の設置等分離対策の強化を図ります。			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
215	また、逆走および歩行者、自転車等の立入り事案による事故防止のための標識や路面標示の整備、渋滞区間における追突事故防止を図るため、臨時情報板を含む情報板の効果的な活用を推進するほか、後尾警戒車等により渋滞最後尾付近の警戒を行うなど、総合的な事故防止対策を推進します。 さらに、事故発生後の救助・救急活動を支援する緊急開口部の整備等も併せて実施するとともに、高速自動車国道等におけるヘリコプターによる救助・救急活動を支援します。			
217	(ｲ)安全で快適な交通環境づくり 過労運転やイライラ運転を防止し、安全で快適な走行環境の確保を図るため、本線拡幅やインターチェンジの改良、事故や故障による停車車両の早期撤去等による渋滞対策、休憩施設の混雑解消等を推進します。			
219	(ｳ)高度情報技術を活用したシステムの構築 道路利用者の多様なニーズに応え、道路利用者へ適切な道路交通情報等を提供する道路交通情報通信システム[注7]（VICS）等の整備・拡充を図るとともに、渋滞の解消および利用者サービスの向上を図るため、情報通信技術を活用して即時に道路交通情報の提供を行う利用者サービスの向上に努めます。 [注7] 道路交通情報通信システム：渋滞や交通規制などの道路交通情報をリアルタイムに送信し、カーナビゲーションなどに表示する情報通信システム			
222	(ｴ)逆走防止対策の推進 重大事故につながる可能性の高い高速道路等での逆走に対して、様々な施策を実施し、高速道路での逆走事故を減少させることを目指します。			
224	キ道路の改築等による交通事故対策の推進 交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通の確保に向け、自転車走行環境の整備や交差点のコンパクト化等を推進します。	**⑦ 道路の改築等による交通事故対策の推進** 安全な交通の確保に向け、自転車通行環境の整備や交差点のコンパクト化等を推進します。	**⑦ 道路の改築等による交通事故対策の推進** 安全な交通の確保に向け、自転車通行環境の整備や交差点のコンパクト化等を推進します。	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 道路・河川管理課
226	(ｱ)歩行者および自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、幹線道路の整備と併せた生活道路におけるハンプや狭さくの設置等によるエリア内への通過車両の抑制対策、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進します。	ア歩行者及び自転車利用者の安全等を図るため、歩道等の設置や、自転車と歩行者等を分離するための自転車道や自転車専用通行帯の設置等の道路の改築を推進します。	ア歩行者及び自転車利用者の安全等を確保するため、歩道等の設置や、生活道路における狭さくの設置等による通過車両の抑制対策、自転車と歩行者等を分離するための自転車道や自転車専用通行帯の設置等の道路の改築を推進します。	
227	(ｲ)交差点およびその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化等を推進します。また、進入速度の低下等による交通事故の防止や被害の軽減、信号機が不要になることによる待ち時間の減少等の効果が見込まれる環状交差点について、周辺の土地利用状況等を勘案し、適切な箇所への導入を推進します。	イ交差点及びその付近における交通事故の防止を図るための交差点のコンパクト化等を推進します。	イ交差点及びその付近における車両の巻込み等による交通事故の防止と車両速度の抑制を図るとともに、歩行者の安全を確保するため、交差点のコンパクト化や歩行者溜まりの整備等を推進します。	
228	(ｳ)商業系地区等における歩行者および自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、自転車通行が可能な歩道、自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進します。	ウ商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全を確保するため、交通量や通行の状況に応じた歩道、自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進します。	ウ商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全を確保するため、交通量や通行の状況に応じた歩道、自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進します。	
229	(ｴ)交通混雑が著しい市街地、鉄道駅周辺等において、人と車の交通を体系的に分離するとともに、歩行者空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路、ペデストリアンデッキ[注8]、交通広場等の総合的な整備を図ります。 [注8] ペデストリアンデッキ：高架等によって車道から立体的に分離された歩行者専用の通路	エ交通混雑が著しい市街地、鉄道駅周辺等において、歩行者空間の拡大を図るための周辺の幹線道路及び広場等の整備を図ります。	エ交通混雑が著しい市街地、鉄道駅周辺等において、歩行者空間の拡大を図るための周辺の幹線道路及び広場等の整備を図ります。	
231	ク交通安全施設等の高度化	**⑧ 交通安全施設等の高度化**	**⑧ 交通安全施設等の高度化**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 道路・河川管理課
232	(ｱ)交通実態に応じて、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を推進するとともに、疑似点灯防止による視認性の向上に資する信号灯器のLED化を推進します。	ア交通実態に応じて、複数の信号機を面的・線的に連動させる信号制御の改良と視認性の向上に資する信号灯器のLED化を推進します。	ア交通実態に応じて、複数の信号機を面的・線的に連動させる信号制御の改良と視認性の向上に資する信号灯器のLED化を推進します。	
233	(ｲ)道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識等の高輝度化等、排水性舗装、高視認性区画線の整備等を推進します。	イ道路の構造や交通の状況等に応じた安全確保のために、道路標識の高輝度化、排水性舗装、高視認性区画線の整備等を推進します。	イ道路の構造や交通の状況等に応じた安全確保のために、道路標識等の高輝度化、排水性舗装、高視認性区画線の整備等を推進します。	

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
234	(4)交通安全施設等整備事業の推進	**(4) 交通安全施設等整備事業の推進**	**(4) 交通安全施設等整備事業の推進**	
235	令和８年度から12年度までを計画期間とする社会資本整備重点計画に即して、警察および道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、次の方針により重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境の改善や新設道路における供用前の安全対策を行い、交通事故の未然防止と交通の円滑化を図ります。	警察及び道路管理者等が連携し、事故実態を踏まえた重点的かつ効果的な交通安全施設等の整備を推進します。	警察及び道路管理者等が連携し、事故実態を踏まえた重点的かつ効果的な交通安全施設等の整備を推進することにより、道路交通環境の改善や新設道路の供用前の安全対策を行い、交通事故の未然防止と交通の円滑化を図ります。	
236	ア交通安全施設等の戦略的維持管理	**① 交通安全施設等の戦略的維持管理**	**① 交通安全施設等の戦略的維持管理**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 道路・河川管理課
237	将来にわたって必要な交通安全施設等を整備し、適切な維持管理・更新等を推進するため、「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化のほか、コスト合理化のための交通安全施設等のストック管理および必要性が低下した信号機や標識の削減等の見直しと合理化を推進します。また、横断歩行者優先の前提となる横断歩道の路面標示は経年で摩耗するものですが、その進行は交通状況等により大きく異なることから定期的な点検により路面標示の適切な管理を行うとともに、高齢運転者や外国人にも見やすく分かりやすい規制標識・道路標示・信号灯器等の整備を推進します。	県計画に基づき信号機等の老朽化対策と、路面標示の定期的な点検による適正な管理に努めます。	将来にわたって必要な交通安全施設等を整備し、適切な維持管理・更新等を推進するため、「大津市公共施設総合管理計画」に基づき、市が管理する交通安全施設等について、中長期的な視点に立った計画的な点検・修繕や、老朽施設の更新及び施設の長寿命化を推進します。	
238			また、道路の区画線や路面標示等について、定期的な点検を行い、適正な維持管理に努めます。	
239	イ歩行者・自転車対策および生活に密着した身近な道路の対策の推進	**② 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進**	**② 歩行者・自転車対策 及び生活道路対策の推進**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 道路建設課 道路・河川管理課
240	生活に密着した身近な道路において人優先の考えの下、「ゾーン30」・「ゾーン30プラス」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化および通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における安全・安心な歩行空間の確保を図ります。また、経過時間表示付き歩行者用灯器の整備による無理な横断防止対策や歩車分離式信号の整備、自転車通行空間の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図ります。	生活に密着した身近な道路において人優先の考えの下、「ゾーン30」等の車両速度や通過交通車両の流入の抑制、歩行空間のバリアフリー化、通学路等の歩行空間の確保、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保等に努めます。	生活に密着した身近な道路において人優先の考えの下、通過交通車両の流入の抑制や歩行空間のバリアフリー化、通学路等の歩行空間の確保、自転車通行空間の整備、無電柱化等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保等に努めます。	
241			また、最高速度３０km/hの区域規制「ゾーン３０」の標識設置及び路面標示と狭さく等の物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン３０プラス」を導入するとともに、生活道路のセンターラインの標示の見直しによる速度抑制対策について、地域の状況に応じて実施します。	
242	ウ幹線道路対策の推進	**③ 幹線道路対策の推進**	**③ 幹線道路対策の推進**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 道路・河川管理課
243	幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施します。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、信号機の改良、交差点改良等の対策を実施します。	幹線道路の交通事故発生箇所における交差点改良等の重点的な対策を実施します。	幹線道路の交通事故発生箇所における交差点改良等の重点的な対策を実施します。	
244	エ交通円滑化対策の推進	**④ 交通円滑化対策等の推進**	**④ 交通円滑化対策等の推進**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 道路・河川管理課
245	交通安全に資するため、信号機の改良、交差点の立体化、開かずの踏切の解消等を推進するほか、駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進し、自動車からの二酸化炭素排出の抑止を推進します。	交通の円滑化、高度道路交通システム（ITS）の活用、道路交通環境整備への住民参加の促進等は、県計画に基づき推進します。	交通の円滑化、高度道路交通システム（ITS）の活用、道路交通環境整備への住民参加の促進等は、県計画に基づき推進します。	
246	オITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現			
247	交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御、その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制システムの充実・改良を図ります。			
248	具体的には、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化等の信号制御の改良を図るほか、新交通管理システム[注9]（UTMS）を推進し、情報収集・提供環境の充実、自動運転技術の実用化に資する交通環境の構築等により、道路交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路環境の実現を図ります。			
249	[注9] 新交通管理システム：光ビーコンを通じて車両と交通管制システムとの双方向通信等の高度な情報通信技術により「安全・快適にして環境にやさしい交通社会」の実現を目指す新交通管理システム			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
250	カ道路交通環境整備への住民参加の促進 地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、「標識BOX[注10]」、「信号機BOX[注11]」等を活用して、道路利用者等が日常から抱いている意見を道路交通環境の整備に反映します。			
252	[注10] 標識BOX：はがき、インターネット等を利用して、道路標識に関する意見を受け付けるもの [注11] 信号機BOX：はがき、インターネット等を利用して、信号機に関する意見を受け付けるもの【削除】交通管制エリアの拡大を始め、【削除】プログラム多段系統化等の【削除】最先端の情報通信技術等を用いて、光ビーコンの整備、交通管制センターの改良等により			
254	キ連絡会議等の活用 「滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議」やその下に設置されている「アドバイザー会議」（通学路交通安全対策協議会や滋賀県子どもの安全確保に関わる連絡協議会）を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行うとともに会議への市町の参加促進を通じて、データを活用した交通安全対策の取組を支援し、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図ります。			
256	ク市町道が新たに接続する県道交差点の安全対策の推進 市町管理の新設道路が県管理の既存道路に接続する交差点において、予想を超えた交通状況の変化などによる交通事故の発生を抑制するため、供用前に警察および道路管理者による現地点検を行い、必要な安全対策を講じます。		⑤ 市道が新たに接続する県道交差点の安全対策の推進 県計画に基づき、市が管理する新設道路と県が管理する既存道路に接続する交差点では、供用前に警察及び道路管理者が現地点検を行い、必要な安全対策を講じます。	
258	(5)高齢者等の移動手段の確保・充実 高齢者の事故防止や運転免許証の自主返納等への対応や、高齢者をはじめとする地域住民が容易に公共交通を利用でき、いつでも安心して移動できる環境づくりを進めるため、鉄道・バスなど様々な方法によって地域の実情に見合った交通手段が確保された状態を目指します。 また、各地域で公共交通計画を策定し、路線バスやデマンド型交通など暮らしを支える地域交通の改善を図るとともに、自動運転やMaaS[注12]といった新たなモビリティサービスを活用する等、階層的かつネットワーク的に組み合わせ、拠点間および拠点外から拠点までの公共交通網の維持を図ります。 [注12] MaaS：MobilityasaService	**(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実** 高齢者等の事故防止や運転免許証の自主返納等への対応として、鉄道・バスなどの地域の実情に応じた公共交通等の移動手段が確保された状態を目指します。 令和３年３月に策定した、地域公共交通のマスタープランとなる「大津市地域公共交通計画」に基づき、既存公共交通の維持に努めるとともに、バス路線の廃止等に対応したデマンド型乗合タクシー等の新たな移動手段の導入を進めることにより、高齢者をはじめとする市民の移動手段の確保に努めます。	**(5) 高齢者等の移動環境の向上** 高齢者等の事故防止や運転免許証の自主返納等への対応として、鉄道・バスなどの地域の実情に応じた公共交通等の移動手段が確保された状態を目指します。 令和８年３月に策定した、地域公共交通のマスタープランとなる「第２次大津市地域公共交通計画」に基づき、既存公共交通の維持に努めるとともに、バス路線の廃止等に対応したデマンド型乗合タクシー等の新たな移動手段の導入を進めることにより、高齢者をはじめとする市民の移動手段の確保に努めます。 また、運転免許証の自主返納後の生活を見据え、買い物支援等の取組との連携を図ります。	自治協働課 商工労働政策課 地域交通政策課
262	(6)歩行者空間のユニバーサルデザイン化 高齢者や障害者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等による歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化を積極的に推進します。 また、バリアフリー化をはじめとする安全・安心な歩行空間を整備します。	**(6) 歩行者空間の面的整備とバリアフリー化** 駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路における歩道整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等により、歩行空間の面的な整備とバリアフリー化を図ります。	**(6) 歩行者空間の面的整備とバリアフリー化** 駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路における歩道整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックや音響式信号機の整備等により、歩行空間の面的な整備とバリアフリー化を図ります。	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 障害福祉課 地域交通政策課 道路建設課 道路・河川管理課
265	(7)無電柱化の推進 歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、無電柱化推進計画に基づいて事業を推進します。また、電線共同溝の浅層埋設等低コスト手法の導入によるコスト縮減等を図るほか、地上機器の小型化による歩行者の安全性確保等の取組により、本格的な無電柱化を推進します。	**(7) 無電柱化の取組** 歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、滋賀県の無電柱化推進計画に基づき取組を推進します。	**(7) 無電柱化の 取組** 歩行空間のバリアフリー化や無電柱化等により、歩道の安全かつ円滑な交通の確保を図ります。	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 道路建設課 道路・河川管理課

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
267	(8)効果的な交通規制の推進	**(8) 効果的な交通規制の推進**	**(8) 効果的な交通規制の推進**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 道路・河川管理課
268	地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握して交通管理者と道路管理者が連携したソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図ります。	県計画に基づき、ハード・ソフト両面での総合的な対策を警察や道路管理者と連携して実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図ります。	県計画に基づき、ハード・ソフト両面での総合的な対策を警察や道路管理者と連携して実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図ります。	
269	一般道路の速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の引上げを含む見直し、点検、規制理由の周知措置等を計画的に推進します。			
270	駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進します。			
271	信号制御については、歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押しボタン式信号の改善を行うなど、信号表示の調整等の運用の改善を推進します。			
272	さらに、滋賀県公安委員会が行う交通規制情報の質の向上やデータベース化を推進し、効果的な交通規制を推進する環境の整備を行います。			
273	(9)自転車利用環境の総合的整備	**(9) 自転車利用環境の総合的整備**	**(9) 自転車利用環境の総合的整備**	
274	ア安全で快適な自転車利用環境の整備（エコ交通・ビワイチ）	**① 安全で快適な自転車利用環境の整備（エコ交通・ビワイチ*4）**	**① 安全で快適な自転車利用環境の整備（ビワイチ*6）**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課 建設監理課 地域交通政策課 道路・河川管理課
275	自転車を公共交通機関と組み合わせ、自動車がなくても県内の移動が可能な利便性の高い「エコ交通」の充実に向け、自転車の役割と位置付けを明確にしつつ、交通状況に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出する必要があります。また、琵琶湖岸等の美しい景観を楽しみながら行えるサイクリング「ビワイチ[注13]」が令和元年11月に国土交通省から「第1次ナショナルサイクルルート」として指定されたことで、その体験者が増加していることから、引き続き、自転車通行空間の整備や安全対策を進めることによる「より安全に」「より快適に」誰もがサイクリングを楽しめる環境づくりが必要となってきます。このことから滋賀県自転車活用推進計画に基づき、自転車ネットワーク計画を含む市町版自転車活用推進計画の策定や歩行者と自転車が分離された車道通行を基本とする自転車通行空間の整備等により、安全で快適な自転車利用環境の創出に関する取組を推進します。	サイクリング「ビワイチ」の定着等により自転車利用者の増大が予想されることから、車道通行を基本とし、歩行者と自転車が分離された自転車通行空間の整備等を推進します。	サイクリング「ビワイチ」の定着等により自転車利用者の増加や、令和８年４月１日に自転車の交通反則通告制度（青切符制度）が導入されたことを踏まえ、車道通行を基本とし、歩行者と自転車を分離した安全な自転車通行空間の整備等を関係機関と連携して推進します。	
276	各市町の道路管理者や警察が自転車ネットワークの作成や道路空間の整備、通行ルールの徹底を進められるよう「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン[注14]」の周知を図り、さらに、レンタサイクルや駐輪場等の自転車利用の促進に資する情報提供や、ルール・マナーの啓発活動などのソフト施策を積極的に推進します。	また、レンタサイクルや駐輪場等の自転車利用の促進に資する情報提供や、ルール・マナーの啓発活動などのソフト施策を積極的に推進します。	また、レンタサイクルや駐輪場等の自転車利用の促進に資する情報提供や、ルール・マナーの啓発活動などのソフト施策を積極的に推進します。	
277	また、自転車通行の安全性を向上させるため、自転車通行部分の明確化対策を推進するとともに、必要に応じて交通規制を実施します。あわせて、自転車専用通行帯を塞ぐなど悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐停車車両については、取締りを積極的に実施します。	加えて、必要に応じた交通規制や自転車専用通行帯をふさぐ違法駐停車車両の取締りを実施します。	加えて、必要に応じた交通規制や自転車専用通行帯をふさぐ違法駐停車車両の取締りについて、警察との連携を図ります。	
278	[注13] ビワイチ：琵琶湖を一周すること。ここでは、自転車でびわ湖岸道路を走行すること 【削除】新たに件で策定した【削除】点検・見直しを進めることに加え、一般道路においては、【削除】するとともに、生活に密着した身近な道路等においては、速度抑制対策を積極的に推進します。【削除】ビワイチのブランドイメージや知名度が大きく向上すると考えられ、国内外から	*4ビワイチ：びわ湖を一周すること。		
279	[注14] 令和６年６月国土交通省道路局警察庁交通局策定【削除】（令和元年12月策定）【削除】最先端の	本文では、自転車でびわ湖を一周すること。	*6ビワイチ：びわ湖を一周すること。 本文では、自転車でびわ湖を一周すること。	
280	イ自転車等の駐車対策の推進	**② 放置自転車対策の推進**	**② 放置自転車対策の推進**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署 大津北警察署 自治協働課 建設監理課 道路・河川管理課
281	鉄道の駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、県、市町、道路管理者、警察、鉄道事業者等が連携し、駅前広場および道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図ります。	県、市、道路管理者、警察、鉄道事業者等が連携し、駅前広場及び道路に放置されている自転車の整理・撤去等を行います。	県、市、道路管理者、警察、鉄道事業者等が連携し、駅前広場及び道路に放置されている自転車の整理・撤去等を行います。	
282	特に、バリアフリー法に基づき、市町が定める重点整備地区内における生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障害者等の移動の円滑化に資するため、関係機関・団体が連携した違法駐車防止を呼びかける広報啓発活動等を推進します。			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
283	(10)高度道路交通システムの活用	**(10) 高度道路交通システムの活用**	**(10) 高度道路交通システムの活用**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 建設監理課 道路・河川管理課 自治協働課
284	道路交通の安全性、輸送効率および快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的に、情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムである「高度道路交通システム」（ITS）を引き続き推進します。	県計画に基づき、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する「高度道路交通システム」（ITS）等の推進に取り組みます。	県計画に基づき、情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する「高度道路交通システム」（ITS）等の活用に取り組みます。	
285	ア道路交通情報通信システムの整備			
286	安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実および対応車載機の普及を図ります。			
287	また、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン、ETC2.0等のインフラの整備を推進するとともに、インフラから提供される情報を補完するため、リアルタイムの自動車走行履歴（プローブ）情報等の広範な道路交通情報を集約・配信します。			
288	イ新交通管理システムの推進			
289	情報通信技術等を用いて交通管理の最適化を図るため、新交通管理システム（UTMS）の開発・整備を行うことによりITSを推進し、安全・円滑かつ快適で環境負荷の低い交通社会の実現を目指します。			
290	ウ交通事故防止のための運転支援システムの推進			
291	交通の安全性を高めるため、道路分野における既存サービスの高度化や新たなサービスの提供が可能となる次世代ITSの構築を推進します。具体的には先行的な実証を行うプロジェクトにて、路車間通信や各種センサー等を活用し、歩行者や車両へ注意喚起を行うなど、高度な交通安全支援が可能なシステム等の実現や普及に向けて推進します。			
292	運転者に信号交差点への到着時における信号灯色等に関する情報を事前に提供することで、ゆとりある運転を促す信号情報活用運転支援システム（TSPS）をはじめとするUTMSの整備を行うことによりITSを推進します。			
293	エETC2.0等デジタルデータの活用推進			
294	事故多発地点、道路上の落下物等の注意喚起等に関する情報を提供することで安全運転を支援します。また、収集した速度データや利用経路・時間データなど、多種多様できめ細かいビッグデータを活用し、渋滞と事故を減らす賢い料金など、道路を賢く使う取組を推進します。			
295	オ道路運送事業に係る高度情報化の推進			
296	環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため、道路運送事業においてITS技術を活用し、公共交通機関の利用促進を進めます。具体的には、公共車両優先システム（PTPS）の整備を推進します。			
297	(11)交通需要マネジメントの推進	**(11) 交通需要マネジメントの推進**	**(11) 交通需要マネジメントの推進**	
298	道路交通渋滞の緩和と道路交通の安全と円滑化を図るため、道路の整備や交差点の改良等の交通容量の拡大策、交通管制機能の高度化等に加えて公共交通機関利用の促進、自動車利用の効率化等を推進します。	道路交通渋滞の緩和と道路交通の安全・円滑化を図るため、公共交通機関と自転車の利用を促進します。	道路交通渋滞の緩和と道路交通の安全・円滑化を図るため、公共交通機関と自転車の利用を促進します。	
299	ア公共交通機関の利用促進	**① 公共交通機関の利用促進**	**① 公共交通機関の利用促進**	滋賀県県土整備部道路保全課 地域交通政策課 自治協働課
300	公共交通機関のバリアフリー化の推進や、鉄道・バス等の運行頻度・運行時間の見直し、乗り継ぎ改善やバスロケーションシステムを活用したリアルタイムでの運行情報の提供等、利用者視点に立った利便性の向上により、公共交通機関を利用しやすい環境整備を進めます。	公共交通機関のバリアフリー化や利用者視点に立った利便性の向上等により、利用しやすい公共交通環境の整備を進めます。	公共交通機関のバリアフリー化や利用者視点に立った利便性の向上等により、利用しやすい公共交通環境の整備を進めます。	
301	また、あわせて、県民が日常生活の様々な場面で公共交通利用を優先して考えるよう、利用促進に向けた働きかけを促進するほか、国土交通省により制定された「エコ通勤優良事業所認証制度」を積極的に活用しながら、事業所におけるエコ通勤の普及を図ることにより、通勤手段のマイカーから電車やバス、自転車、徒歩などへの転換を進めます。			
302	イ自動車利用の効率化			
303	貨物自動車の積載率の向上により効率的な自動車利用を推進するため通勤時等の自動車相乗りの促進、共同配送による物流の効率化等の促進を図ります。			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
304	ウ自転車利用の促進（ビワイチ等）	**② 安全な自転車利用の促進**	**② 安全な自転車利用の促進**	滋賀県県土整備部道路保全課 自治協働課
305	通勤・通学や買い物等の日常生活における利用やビワイチ等の観光を目的とした非日常利用の両面から自転車の利用促進に向けた情報発信や啓発を進めます。	通勤・通学や買い物等の日常利用と観光利用の両面から自転車利用を促進するため、自転車の安全利用推進の取組と併せて、情報発信や啓発に取り組みます。	通勤・通学や買い物等の日常利用と観光利用の両面から自転車利用を促進するため、自転車の安全利用推進の取組と併せて、情報発信や啓発に取り組みます。	
306	(12)災害に備えた道路交通環境の整備	**(12) 災害に備えた道路交通環境の整備**	**(12) 災害に備えた道路交通環境の整備**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 道路建設課 道路・河川管理課
307		災害に備え、緊急輸送道路の橋梁の耐震化、回避・代替道路の整備、道の駅の防災拠点化、監視システムや道路情報板等の交通安全施設の整備、災害発生時の交通規制や情報提供については、県計画に基づいて実施します。	災害に備え、緊急輸送道路の橋梁の耐震化、回避・代替道路の整備、道の駅の防災拠点化、監視システムや道路情報板等の交通安全施設の整備、災害発生時の交通規制や情報提供については、県計画に基づいて実施します。	
308	ア災害に備えた道路の整備			
309	地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図ります。			
310	地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進します。			
311	また、豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避・代替する道路の整備を推進します。			
312	さらに、地震等の災害発生時に避難場所となる等、防災機能を有する「道の駅」を地域の防災拠点として位置づけ、その強化を図ります。			
313	イ災害に強い交通安全施設等の整備			
314	地震、豪雨・豪雪等の災害が発生した場合においても、交通状況に応じた対策と関連情報の提供を行い、安全で円滑な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進するとともに、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの開発・導入や交通規制資機材の整備を推進します。			
315	また、災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備や老朽化した信号機、道路標識・道路標示等の計画的な更新を推進します。			
316	ウ災害発生時における交通規制			
317	災害発生時においては、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施します。			
318	あわせて、信号機が不要で、交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を図ります。			
319	エ災害発生時における情報提供の充実			
320	災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保および道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路交通情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等を提供します。			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
321	(13)総合的な駐車対策の推進	**(13) 総合的な駐車対策の推進**	**(13) 総合的な駐車対策の推進**	
322	道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持および増進に寄与するため、道路交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進します。	道路交通の安全と円滑化に寄与するため、道路交通の状況や地域の特性に応じた駐車対策を推進します。	道路交通の安全と円滑化に寄与するため、道路交通の状況や地域の特性に応じた駐車対策を推進します。	
323	アきめ細かな駐車規制の推進	**① きめ細かな駐車規制の推進**	**① きめ細かな駐車規制の推進**	大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 建設監理課
324	地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進します。	駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、きめ細かな駐車規制を推進します。	駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や二輪車の駐車需要等にも配慮し、きめ細かな駐車規制を推進します。	
325			また、宅配需要の増加による貨物集配車両の駐車について、関係機関が連携し、規制の見直し及び路面標示の整備を推進します。	
326	イ違法駐車対策の推進	**② 違法駐車対策の推進**	**② 違法駐車対策の推進**	大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 建設監理課
327		悪質性、危険性、迷惑性の高い違反や放置車両等は、県計画に基づく対策を強化します。	悪質性、危険性、迷惑性の高い違反や放置車両等は、県計画に基づく対策を強化します。	
328	(ｱ)悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域の実態を勘案して取締りを推進します。			
329	(ｲ)運転者の責任を追及できない放置車両について、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令や車検拒否制度および繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令を適用し、使用者責任を追及します。他方、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底します。			
330	ウ駐車場等の整備	**③ 駐車場等の有効利用**	**③ 駐車場等の有効利用**	大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 建設監理課
331	路上における無秩序な駐車を抑制し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、また、高速道路における大型車ドライバーの労働環境改善等のため、駐車規制および違法駐車の取締りの推進と併せ、駐車場の整備と有効利用を推進します。	路上における無秩序な駐車を抑制し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、駐車場の有効利用を推進します。	路上における無秩序な駐車を抑制し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、駐車場の有効利用を推進します。	
332	(ｱ)駐車場整備に関する調査を推進し、自動車交通が混雑する地区等において、駐車場整備地区の指定を促進するとともに、計画的、総合的な駐車対策を行うため、駐車場整備計画の策定を推進します。			
333	(ｲ)地域の駐車需要を踏まえた附置義務駐車施設の整備を促進するとともに、民間駐車場の整備を促進します。			
334	また、都市機能の維持・増進を図るべき地区および交通結節点等重点的に駐車場の整備を図るべき地域において、公共駐車場の整備を積極的に推進します。			
335	(ｳ)既存駐車場の有効利用を図るため、駐車場案内システムの高度化を推進します。また、郊外部からの過剰な自動車流入を抑止し、交通の混雑を回避するため、市街地の周縁部（フリンジ）等に駐車場を配置する等、パークアンドライド[注15]の普及のための駐車場等の環境整備を推進します。			
336	[注15] パークアンドライド：都市部などの交通渋滞緩和のため、自動車などを郊外の鉄道駅やバス停留所などに設けた駐車場に停車（パーク）させ、鉄道や路線バスなどの公共交通機関へ乗り換えて（ライド）目的地に行く方法【削除】地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、			
337	エ違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚	**④ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚**	**④ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚**	大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 建設監理課
338	違法駐車の排除および自動車の保管場所の確保等に関し、県民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体、地域交通安全活動推進委員と連携して、住民の理解と協力を得ながら違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚を図ります。	違法駐車の排除と自動車の保管場所の確保等について、市民への広報・啓発を行うとともに、関係機関・団体との連携により、市民による違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚を図ります。	違法駐車の排除と自動車の保管場所の確保等について、市民への広報・啓発を行うとともに、関係機関・団体との連携により、市民による違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚を図ります。	
339	オハード・ソフト一体となった駐車対策の推進	**⑤ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進**	**⑤ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進**	大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 建設監理課
340	必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域の駐車管理構想を見直し、自治会、地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進、県および市町や道路管理者に対する路外駐車場整備の働き掛け、違法駐車の取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進します。	自治会、地元商店街等の地域の意見や要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、違法駐車の取締り、広報・啓発活動等、ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進します。	自治会、地元商店街等の地域の意見や要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、違法駐車の取締り、広報啓発活動等、ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進します。	

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
341	（14）道路交通情報の充実	**（14）道路交通情報の充実**	**（14）道路交通情報の充実**	
342	ア情報収集・提供体制の充実 多様化する道路利用者のニーズに応えて道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、光ファイバーネットワーク等の情報技術を活用しつつ、光ビーコン、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図るとともに、交通管制エリアの拡大等の交通管制システムの充実・高度化を図ります。 また、ITSの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を積極的に図ることにより、交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑を推進します。	**① 情報収集・提供体制の充実** 県計画に基づき、新たな情報技術の活用や情報収集・提供体制の充実、交通管制システムの充実・高度化により、道路交通にかかる情報提供の充実を図ります。	**① 情報収集・提供体制の充実** 県が行う道路交通に関する情報提供の充実に加えて、市が管理する公共駐車場の満空情報の提供を行います。	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 建設監理課 道路・河川管理課
345	イ分かりやすい道路交通環境の確保 時間別・車種別等の交通規制の実効を図るための視認性・耐久性に優れた固定標識の整備および利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識の整備を推進します。 また、主要な幹線道路の交差点および交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善の推進や英語併記が可能な規制標識の整備の推進等により、国際化の進展への対応に努めるとともに、外国人の交通安全対策を推進するため、外国人運転者の交通事故多発箇所等において、英語表記等の看板や路面標示等による注意喚起等の取組を強化します。	**② 分かりやすい道路交通環境の確保** 視認性・耐久性に優れた固定標識の整備及び利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識の整備を推進します。 また、案内標識の英語表記の追加等の改善を推進し、国際化への対応に努めます。	**② 分かりやすい道路交通環境の確保** 視認性・耐久性に優れた固定標識の整備及び利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識の整備を推進します。 また、案内標識の英語表記の併記等を推進し、国際化への対応に努めるとともに、事故多発箇所等で、英語表記等の看板や路面標示による注意喚起の実施に努めます。	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 道路・河川管理課
348	（15）交通安全に寄与する道路交通環境の整備	**（15）交通安全に寄与する道路交通環境の整備**	**（15）交通安全に寄与する道路交通環境の整備**	
349	ア道路の使用および占用の適正化等	**① 道路の使用及び占用の適正化等**	**① 道路の使用及び占用の適正化等**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 道路・河川管理課 路政課
350	(ｱ)道路の使用および占用の適正化 工作物の設置、工事等のための道路の使用および占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の遵守、占用物件等の維持管理の適正化について指導します。	ア 道路の使用及び占用の適正化 工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可については、道路構造の保全と安全かつ円滑な道路交通の確保のために適正に運用するとともに、許可条件の遵守、占用物件等の維持管理の適正化について指導します。	ア 道路の使用及び占用の適正化 工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可については、道路構造の保全と安全かつ円滑な道路交通の確保のために、適正に運用するとともに、許可条件の遵守、占用物件等の維持管理の適正化について指導します。	
352	(ｲ)不法占用物件の排除等 道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施します。 さらに、道路上から不法占用物件等を一掃するため、啓発活動を積極的に行い、道路の愛護思想の普及を図ります。	イ 不法占用物件の排除等 道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、指導取締りにより排除し、特に市街地について重点的に実施します。 さらに、道路上から不法占用物件等をなくすための啓発活動に積極的に取り組みます。	イ 不法占用物件の排除等 道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、指導取締りにより排除し、特に市街地において重点的に取り組みます。 さらに、道路上から不法占用物件等をなくすための啓発活動に積極的に取り組みます。	
355	(ｳ)道路の掘り返しの規制等 道路の掘り返しを伴う工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整します。 さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進します。	ウ 道路の掘り返しの規制等 道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整するとともに、掘り返し防止の対策として共同溝等の整備も推進します。	ウ 道路の掘り返しの規制等 道路の掘り返しを伴う工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整するとともに、掘り返し防止の対策として共同溝等の整備も推進します。	
358	イ休憩施設等の整備の推進 過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、「道の駅」等の休憩施設等の整備を積極的に推進します。	**② 休憩施設等の整備の推進** 過労運転に伴う事故防止のため「道の駅」等の休憩施設等の充実を図ります。	**② 休憩施設等の整備の推進** 過労運転に伴う事故防止のため、「道の駅」等の休憩施設等の充実を図ります。	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
360	ウ子どもの遊び場等の確保	**③ 子どもの遊び場等の確保**	**③ 子どもの遊び場等の確保**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 学校教育課 道路・河川管理課
361	子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに、良好な生活環境づくりを図るため、都市公園等の整備を推進します。	子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯による交通事故を防止するため、公園等の充実にも努めるとともに、公立の小学校の体育施設等の開放を促進します。	子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯による交通事故を防止するため、公立小学校の体育施設等の開放や児童館の利用を促進します。	
362	さらに、繁華街、小住宅集合地域、交通頻繁地域等、子どもの遊び場等の環境に恵まれない地域、またはこれに近接する地域において、主として幼児および小学校低学年児童を対象とした児童館および児童遊園を設置するよう努めるとともに、公立の小学校、中学校および高等学校の校庭および体育施設、社会福祉施設の園庭等の開放の促進を図ります。			
363	エ道路法に基づく通行の禁止または制限	**④ 道路法に基づく通行の禁止又は制限**	**④ 道路法に基づく通行の禁止又は制限**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 道路・河川管理課
364	道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊または異常気象等により交通が危険であると認められる場合および道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止または制限を行います。また、道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止または制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図ります。	道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等による交通の危険がある場合、及び道路に関する工事のために必要な場合は、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく通行の禁止又は制限を行います。	道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等による交通の危険がある場合、及び道路に関する工事のために必要な場合は、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく通行の禁止又は制限を行います。	
365	オ地域に応じた安全の確保	**⑤ 地域に応じた安全の確保**	**⑤ 地域に応じた安全の確保**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 道路建設課 道路・河川管理課
366	積雪寒冷特別地域においては、冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路面対策として予防的・計画的な通行規制や集中的な除雪作業、チェーン規制の実施、凍結防止剤散布の実施、消融雪施設等の整備、流雪溝、チェーン着脱場等の整備を推進します。	積雪寒冷特別地域における冬期の安全確保のための除雪作業等に努めるとともに、気象、路面状況等を道路情報提供装置等により提供します。	積雪寒冷特別地域における冬期の安全確保のための除雪作業等に努めるとともに、気象、路面状況等を道路情報提供装置等により提供します。	
367	さらに、安全な道路交通の確保に資するため、気象、路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進します。			
368	（16）ウォーカブル[注16]な公共空間の整備	**（16） ウォーカブル*5な公共空間の整備**	**（16） ウォーカブル*7な公共空間の整備**	滋賀国道事務所 滋賀県県土整備部道路保全課 滋賀県大津土木事務所道路計画課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 建設監理課 道路・河川管理課
369	都市における街路空間には、居心地が良く歩きたくなる人中心の空間が求められていることから、車両との接触・衝突による事故の危険性を減少させ、今後自動車中心から人中心の空間に転換していくことで、人々が安全・快適に滞在できる空間の確保を推進します。	県計画に基づき、居心地が良く歩きたくなる人中心の空間の整備を推進します。	県計画に基づき、居心地が良く歩きたくなる人中心の空間の整備を推進します。	
370	また、環状道路の整備を通じたまちなかの通過交通の迂回等も進む中、まちなかの人と自動車の交通量と、それぞれに要している面積との「アンバランス」が生じていることからも、道路と駐車場で区域面積の過半を占めてしまうような空間利用を、人のための空間へと転換することを推進します。人中心のまちなかを実現していくためには、都市の総合的な交通環境の改善に向けた取組と連携して行っていくことが大変重要であり、まちなかへの自動車交通の流入を減少させるために、通過交通を受け持つ環状道路の整備の他、鉄道等公共交通の充実に向けた取り組みを推進します。 また、自家用車によるまちなか目的の交通についても、できるだけ自動車利用から転換するためのモビリティマネジメントの取組が重要であり、パークアンドライドによる公共交通利用の促進、自転車利用の促進、まちの外縁部に設置したフリンジ駐車場の整備等を推進します。	また、パークアンドライド*6による公共交通や自転車利用の促進、車両走行速度の低下を図る対策等に取り組みます。	また、パークアンドライド*8による公共交通や自転車利用を促進するとともに、自動車の速度低下や抜け道利用を防止するため、狭さく等の物理的デバイスの整備を推進します。	
371	そして、自動車の速度低下や抜け道利用を防止するための物理的デバイスとしては、車両走行速度の低下や車が歩行者に譲るという行動が促進されたという効果がある車道路面に凸部を設ける「ハンプ」や、車道を直線的な線形の変化で屈折させる「クランク」等の整備を推進します。	*5ウォーカブル：「居心地がよく歩きたくなる」の意	*7ウォーカブル：「居心地がよく歩きたくなる」の意 *8パークアンドライド：都市部などの交通渋滞緩和のため、自動車などを郊外の鉄道駅やバス停留所などに設けた駐車場に駐車（パーク）させ、鉄道や路線バスなどの公共交通機関へ乗り換えて（ライド）目的地に行く方法	
372	[注16] ウォーカブル：「居心地が良く歩きたくなる」の意【削除】社会資本整備重点計画に基づき、住区基幹公園【削除】今後自動車中心から人中心の空間に転換していくことで、人々が安全・快適に滞在できる空間の確保を推進します。特に、自動車中心の街路空間から転換することにより、	*6パークアンドライド：都市部などの交通渋滞緩和のため、自動車などを郊外の鉄道駅やバス停留所などに設けた駐車場に停車（パーク）させ、鉄道や路線バスなどの公共交通機関へ乗り換えて（ライド）目的地に行く方法		

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
373	**２交通安全思想の普及徹底**	**２　交通安全思想の普及徹底**	**２　交通安全思想の普及徹底**	
374	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	**(1)　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進**	**(1)　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進**	
375	ア幼児に対する交通安全教育の推進 幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能および知識を習得させることが目標です。	**①　幼児に対する交通安全教育の推進** ア　目標	**①　幼児に対する交通安全教育の推進** ア　目標	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 幼保支援課 自治協働課
376				
377	幼稚園、保育所および認定こども園では、家庭および関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行います。これらを効果的に実施するため、例えば、紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上および教材・教具の整備を推進します。	心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する意識の醸成と、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識の習得を目指します。	心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する意識の醸成を図るとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要となる基本的な技能及び知識の習得を目指します。	
378	また、「園外活動時の交通安全マニュアル」や「あなたの街の交通事故（診断カルテ）」、「滋賀県警察ぽけっとポリスしが」等を活用して教職員等に対する通園や園外活動時等における事故防止に関する交通安全教育を実施し、指導力の向上を図ります。	イ　取組	イ　取組	
379	児童館および児童遊園では、遊びによる生活指導の一環として、交通安全に関する指導を推進します。関係機関・団体は、幼児の心身の発達や交通状況等の地域の実情を踏まえた幅広い教材・教具・情報の提供等を行うことにより、幼稚園、保育所および認定こども園において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、幼児の保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努めます。	幼稚園、保育所及び認定こども園では、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて、交通安全教育を計画的かつ継続的に行います。	幼稚園、保育所及び認定こども園では、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて、交通安全教育を計画的かつ継続的に行います。	
380	さらに、交通ボランティアや保護者を対象とした幼児の交通安全指導についての講習会の開催、動画やウェブサイト、SNS等を活用した非集合型の交通安全教育についても促進します。	これらを効果的に実施するため、交通安全カンガルー教室等の学びの機会を提供するとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備・充実を図ります。	これらを効果的に実施するため、交通安全カンガルー教室等の学びの機会を提供するとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備・充実を図ります。	
381		交通安全教育における関係機関・団体等との連携を促進し、幼児の保護者が家庭において適切な指導ができるよう交通安全講習会等の充実を図ります。	交通安全教育における関係機関・団体等との連携を促進し、幼児の保護者が家庭において適切な指導ができるよう交通安全講座やウェブサイト等の充実を図ります。	
382		さらに、交通ボランティアを対象に幼児の交通安全指導についての講習会を開催するとともに、動画やウェブサイト、SNS等を活用した情報提供等も充実します。		

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
383	イ小学生に対する交通安全教育の推進	**② 小学生に対する交通安全教育の推進**	**② 小学生に対する交通安全教育の推進**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 児童生徒支援課 学校教育課 自治協働課
384	小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者および自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路および交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識および能力を高めることが目標です。	ア 目標	ア 目標	
385	小学校では、家庭および関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味および必要性等について重点的に交通安全教育を実施します。	心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能や知識、道路及び交通の状況に応じた危険の予測と回避する意識及び能力の習得を目指します。	心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能や知識の習得を目指すとともに、道路及び交通の状況に応じて危険を予測し、回避する意識及び能力の育成を図ります。	
386	小学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、自転車の安全利用等も含め、安全な通学のための教育教材を作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施します。	イ 取組	イ 取組	
387	関係機関・団体は、小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、児童に対する補完的な交通安全教育を推進します。また、児童の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の場面で、児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象とした交通安全講習会等を開催します。	小学校では、家庭及び関係機関・団体等と連携し、学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行や自転車の安全利用、危険予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等に重点をおいて、交通安全教育を実施します。	小学校では、家庭及び関係機関・団体等と連携し、学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行や自転車の安全利用、危険予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等に重点をおいて、学齢に応じた交通安全教育を実施します。	
388	さらに、交通ボランティアによる通学路での児童に対する安全な行動の指導、児童の保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進します。	さらに、子どもの自転車の乗り方教室や、教育教材の作成・配布などを通じた通学の安全対策に取り組むとともに、教員向けの心肺蘇生法の実技講習会等の取組も推進します。		
389		また、児童の保護者が、日常生活の中で模範となって行動し、実際の交通の場面で児童に対して、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう、保護者を対象とした交通安全講習会等にも取り組みます。	さらに、子どもの自転車乗り方教室や、教育教材の作成・配布などを通じた通学の安全対策に取り組むとともに、教員向けの心肺蘇生法の実技講習会等の取組も推進します。	
390		さらに、通学路での児童の見守りや安全行動の指導等の充実を図るため、講習会の開催や交通安全協会に対する活動支援等にも取り組みます。	また、児童の保護者が、日常生活の中で模範となって行動し、実際の交通の場面で児童に対して、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう、交通安全講座やウェブサイト等の充実を図ります。	
391			さらに、通学路での児童の見守りや安全行動の指導等の充実を図るため、教員やスクールガード等に対する研修の実施や交通安全協会に対する活動支援等にも取り組みます。	
392	ウ中学生に対する交通安全教育の推進	**③ 中学生に対する交通安全教育の推進**	**③ 中学生に対する交通安全教育の推進**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 学校教育課 児童生徒支援課 自治協働課
393	中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりを持って、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることが目標です。	ア 目標	ア 目標	
394	中学校では、家庭および関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施します。	日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能や知識の習得に加え、他の人々の安全にも配慮した通行ができるようになることを目指します。	日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車の安全利用に必要な技能と知識を習得するとともに、道路及び交通の状況に応じて危険を予測し、回避する能力や、自他の安全に配慮した行動が出来るようになることを目指します。	
395	中学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施します。	イ 取組	イ 取組	
396	関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、保護者対象の交通安全講習会や中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。	中学校では、家庭及び関係機関・団体等とも連携し、学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行や自転車の安全利用、自動車等の特性、危険予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応急手当等について交通安全教育を実施します。	中学校では、家庭及び関係機関・団体等とも連携し、学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行や自転車の安全利用、自動車等の特性、危険予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応急手当等について交通安全教育を実施します。	
397		また、小学校に引き続き、中学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果を高めていくため、自転車の安全利用を含む教育教材等の作成・配布、教員等への講習会等の取組を推進します。	特に、自転車の安全利用については、交差点での安全確認や歩行者への配慮など、学齢に応じた交通安全教育を実施するとともに、長期休業前等には、自転車の交通ルール全般について、周知を図ります。	
398		さらに、地域における保護者向け講習会や中学生に対する補完的な交通安全教育の促進を図ります。	また、小学校に引き続き、中学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果を高めていくため、自転車の安全利用を含む教育教材等の作成・配布、教員等への講習会等の取組を推進します。	
399			さらに、地域における保護者向け交通安全講座やウェブサイト等の充実を図ります。	

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
400	エ高校生に対する交通安全教育の推進	**④ 高校生に対する交通安全教育の推進**	**④ 高校生に対する交通安全教育の推進**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課
401	高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者および自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することが目標です。	ア 目標	ア 目標	
402	高等学校では、家庭および関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、総合的な学習の時間、特別活動等学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、運転免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行います。	日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として必要な技能と知識の習得とともに、交通社会の一員としての交通ルールの遵守や生命の尊重など、責任を持って行動ができる社会人の育成を目指します。	日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として必要な技能と知識の習得とともに、交通社会の一員としての交通ルールの遵守や生命の尊重など、責任を持って行動ができる社会人の育成を目指します。	
403	特に、二輪車・自動車の安全に関する指導は、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体やPTA等と連携しながら、通学等の理由により在学中に二輪車等を必要とする生徒がいることも考慮しつつ、安全運転に関する意識の向上および実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図ります。	イ 取組	イ 取組	
404	高等学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施します。	高等学校では、県計画に基づき、学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全利用、二輪車・自動車の特性、危険予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、運転免許証等を取得することが予想されることから、免許取得前の交通安全教育に取り組む必要があります。	高等学校では、県計画に基づき、学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全利用、二輪車・自動車の特性、危険予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、運転免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の交通安全教育に取り組む必要があります。	
405	関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、高校生および相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。また、小中学校等との交流を図るなどして高校生の果たし得る役割を考えさせるとともに、交通安全活動への積極的な参加を促します。	特に、二輪車・自動車の安全に関する指導は、生徒の実態や地域の実情に応じて、関係機関・団体やPTA等と連携し、通学等の理由により在学中に二輪車等を必要とする生徒がいることも考慮し、実践的な交通安全教育が求められます。	特に、二輪車・自動車の安全に関する指導は、生徒の実態や地域の実情に応じて、関係機関・団体やPTA等と連携し、通学等の理由により在学中に二輪車等を必要とする生徒がいることも考慮し、実践的な交通安全教育が求められます。	
406	このほか、高校卒業時の運転免許取得者が集中することに対応するとともに、高校卒業後に社会人として自動車を運転できることを可能とするため、令和８年４月から17歳６か月での普通免許等の仮運転免許取得が可能となりました。こうした制度改正について、周知を図るとともに、運転免許の取得自体は引き続き18歳以上であることから、仮運転免許期間中の違法な運転や交通事故を防止するため、警察や学校、自動車教習所、関係機関と連携し、交通安全教育を行います。	中学校に引き続き、高等学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、自転車の安全利用等を含む、教育教材等の作成・配布や教員等への講習会等の取組が重要となります。	中学校に引き続き、高等学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、自転車の安全利用等を含む、教育教材等の作成・配布や教員等への講習会等の取組が重要となります。	
407		さらに、地域における高校生及び同年齢者に対する補完的な交通安全教育を推進するとともに、小中学校等との交流を通じた社会人としての自覚と交通安全活動への積極的参加を促すことも必要であり、関係機関の役割分担の下、取組を進めます。	また、高校生の自転車利用について、交通反則通告制度が適用される年齢となるため、関係機関と連携した周知を行い、法令遵守の意識醸成を図ります。	
408			さらに、地域における高校生及び同年齢者に対する補完的な交通安全教育を推進するとともに、小中学校等との交流を通じた社会人としての自覚と交通安全活動への積極的参加を促すことも必要であり、関係機関の役割分担の下、取組を進めます。	

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
409	オ成人に対する交通安全教育の推進	**⑤ 成人に対する交通安全教育の推進**	**⑤ 成人に対する交通安全教育の推進**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課
410	成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時および免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努めます。その際、運転免許を取らない若者の増加に鑑み、運転免許を持たない若者や成人についてもSNS等を利用するなど、積極的に交通安全について学ぶ機会を設けるよう努めます。	ア 目標	ア 目標	
411	免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識および技術、特に危険予測・回避能力の向上、交通事故被害者などの心情等交通事故の悲惨さに対する理解および交通安全意識・交通マナーの向上を目標とし、公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、民間の交通安全教育施設等が受講者の特性に応じて行う運転者教育および事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行います。	自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心とした交通安全教育の充実を図り、特に、免許取得後は、運転者としての社会的責任の自覚を促し、安全運転に必要な知識及び技能、特に危険予測・回避能力の向上を図り、交通事故被害者等の心情への理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目指します。	自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心とした交通安全教育の充実を図り、特に、免許取得後は、運転者としての社会的責任の自覚を促し、安全運転に必要な知識及び技能、特に危険予測・回避能力の向上を図り、交通事故被害者等の心情に対する理解の促進及び交通安全意識・交通マナーの向上を目指します。	
412	自動車の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活発化に努めます。	イ 取組	イ 取組	
413	また、公民館等の社会教育施設における社会人を対象とした学級・講座等において自転車、特定小型原動機付自転車の安全利用を含む交通安全教育の促進を図るなど、交通安全のための諸活動を促進するとともに、交通安全協会、安全運転管理者協会、交通安全女性団体連合会、地域交通安全活動推進委員などの関係機関・団体、交通ボランティア等による活動を促進します。	公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、民間の交通安全教育施設等が行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を推進します。	公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、民間の交通安全教育施設等が行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を推進します。	
414	大学生・専修学校生等に対しては、学生の自転車、特定小型原動機付自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じ、関係機関・団体等と連携し、交通安全教育の充実に努めます。	安全運転管理者や運行管理者等の法定講習や指導者向けの研修会等への参加を促し、事業所における自主的な安全運転管理を推進します。	また、企業等を対象に交通安全教育に活用できる教材や啓発資料等の提供を行います。	
415		また、社会人を対象とした講座等による自転車の安全利用を含む交通安全教育の促進と交通安全協会、安全運転管理者協会等の関係機関・団体、交通ボランティア等による活動の支援を充実します。	安全運転管理者や運行管理者等の法定講習や指導者向けの研修会等への参加を促し、事業所における自主的な安全運転管理を推進します。	
416		大学生・専修学校生等における自転車や二輪車・自動車の利用の実態に応じた交通安全教育を推進します。	また、公民館及びコミュニティセンター等における社会人を対象とした講座等による自転車、特定小型原動機付自転車の安全利用を含む交通安全教育の促進と交通安全協会、安全運転管理者協会等の関係機関・団体、交通ボランティア等による活動への支援の充実を図ります。	
417		また、運転免許証を持たない若者や成人が交通安全について学ぶ機会も設けるよう努めます。	大学生・専修学校生等を対象に、自転車、特定小型原動機付自転車や二輪車・自動車の利用の実態に応じた交通安全教育を推進します。	
418			また、運転免許を持たない若者や成人についてもSNS等を利用するなど、交通安全について学ぶ機会の提供に努めます。	

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
419	カ高齢者に対する交通安全教育の推進（高齢者「三方よし」運動）	**⑥ 高齢者に対する交通安全教育の推進**	**⑥ 高齢者に対する交通安全教育の推進**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課 長寿福祉課
420	高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、道路および交通の状況に応じて安全に道路を通行するために安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的技能および交通ルール等の知識を習得させることが目標です。	ア 目標	ア 目標	
421	高齢者に対する交通安全教育を推進するため、県および市町は、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の開発、指導体制の充実に努めるとともに、シミュレーター等の安全教育機器を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進します。また、関係団体、交通ボランティア、医療機関・福祉施設関係者等と連携して、高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する社会教育の場面、福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施します。	加齢に伴う身体機能の変化が歩行又は車両の運転等に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動に対する理解を深め、主体的に安全な交通行動の実践ができるよう啓発と必要な技能及び交通ルール等の知識の習得を目指します。	加齢に伴う身体機能の変化が歩行又は車両の運転等に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動に対する理解を深め、主体的に安全な交通行動を実践するとともに、必要な技能及び交通ルール等の知識の習得を目指します。	
422	特に、運転免許を持たないなど、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導や見守り活動といった高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等により、高齢者の移動の安全が地域全体で確保されるように努めます。この場合、高齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、反射材用品等の普及にも努めます。	イ 取組	イ 取組	
423	また、こうした取組について、アンケートや意見交換を通じた交通安全教育等の効果検証を行い、地域全体で高齢歩行者を交通事故から守る取組を推進します。	高齢者に対して交通安全を指導できる者の養成や教材・教具等の開発、指導体制の充実に努めるとともに、シミュレーター等の安全教育機器を活用した実践型の交通安全教育を推進します。	高齢者に対して交通安全を指導できる者の養成や教材・教具等の開発、指導体制の充実に努めるとともに、シミュレーター等の安全教育機器を活用した実践型の交通安全教育を推進します。	
424	このほか、高齢運転者に対しては、高齢者講習および更新時講習の内容の充実に努めるほか、関係機関・団体、自動車教習所等と連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに、自発的な受講の促進に努めます。また、加齢に伴い運転技術に不安を感じる高齢者に対しては、家族や関係機関等の協力を得ながら免許の返納を促します。	また、関係機関・団体、交通ボランティア、医療機関・福祉施設関係者等とも連携し、高齢者向け交通安全教室等の開催や、各種の催し等の多様な機会を活用した取組を推進します。	また、関係機関・団体、交通ボランティア、医療機関・福祉施設関係者等とも連携し、高齢者向け交通安全教室等の開催や、各種の催し等の多様な機会を活用した取組を推進します。	
425	電動車椅子を利用する高齢者に対しては、電動車椅子の製造メーカーで組織される団体等と連携して、購入時等における安全利用に向けた指導・助言を徹底するとともに、電動車椅子が道路交通法（昭和35年法律第105号）上「歩行者」とみなされることを他の交通主体にも広く理解されるよう広報啓発に努めます。	運転免許証を持たず交通安全教育をあまり受けていない高齢者に対し、見守り活動等の日常的に接する機会を利用した助言等に努めます。	運転免許を持たず交通安全教育をあまり受けていない高齢者に対し、見守り活動等の日常的に接する機会を利用した助言等に努めます。これらの取組にあたっては、高齢者の自発性に配慮しつつ、事故実態に応じた具体的な指導を行うとともに、反射材用品の利用を促進します。	
426	また、地域および家庭において適切な助言等が行われるよう、高齢者を中心に子ども、親の三世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努めます。	取組は、高齢者の自発性を促すとともに、事故実態に応じた具体的な指導や反射材用品の利用等に留意します。	また、こうした取組について、アンケートや意見交換を通じた交通安全教育等の効果検証を行い、地域全体で高齢歩行者を交通事故から守る取組を推進します。	
427	さらに、高齢者の交通行動に対する自発性を促すことを目的とし、近江商人の「三方よし」（売り手よし・買い手よし・世間よし）とかけた県独自の取組である高齢者「三方よし」運動として、高齢運転者には、「三方よし運転」の理念である「体調よし、状況よし、行き先よし」、高齢歩行者には、「きら☆ピカ三方よし」の理念である「時間帯よし、反射材（きら☆ピカ）よし、確認よし」、高齢自転車利用者には、「じてんしゃ三方よし」の理念である「ヘルメットよし、ライトよし、確認よし」という分かりやすいメッセージを活用した呼びかけ等を積極的に行います。	このほか、高齢運転者に対する講習や免許更新時講習の内容を充実するとともに、高齢運転者の受講機会の拡大と自発的な受講を促進します。	このほか、県計画に基づき、高齢運転者に対する講習や免許更新時講習の内容を充実するとともに、高齢運転者の受講機会の拡大と自発的な受講を促進します。	
428	以上の取組を通して、高齢化の一層の進展に的確に対応し、高齢者が安全に、かつ、安心して外出できる交通社会を形成するため、高齢者自身の交通安全意識の向上はもとより、県民全体が高齢者を見守り、高齢者に配慮する意識を高めていくことや、地域の見守り活動を通じ、地域が一体となって、先進技術も活用しつつ高齢者の安全確保に取り組むよう努めます。	また、加齢に伴い運転技術に不安を感じる高齢者に対しては、家族や関係機関等と協力し、自主的な運転免許証の返納を促進します。	加齢に伴い運転技術に不安を感じる高齢者に対しては、家族や関係機関等と協力し、高齢者運転免許証自主返納等促進助成事業の積極的な周知を行い、自主的な運転免許証の返納を促進します。 また、関係機関と連携して、運転技術に不安を感じていない高齢者に対しても、安全運転に向けた認知機能の早期チェックのためのチラシ等を用いて、本人と家族が運転機能や認知機能の変化を考える機会をつくり、安全な自動車運転の推進を図ります。	
429		電動車椅子やシニアカー（電動カート）を利用する高齢者に対しては、関係団体等とも連携し、購入時等における安全利用の周知に取り組みます。	さらに、免許証返納後に自転車を利用する高齢者への交通安全教育や啓発を推進するとともに、移動手段に関する情報提供を行います。	
430		また、高齢者に対して地域及び家庭における適切な周知・啓発が行われるよう、交通安全をテーマにした世代間交流の促進に努めます。	電動車椅子やシニアカー（電動カート）を利用する高齢者に対しては、関係団体等とも連携し、購入時等における安全利用の周知に取り組みます。	
431		高齢化の一層の進展に的確に対応するため、高齢者自身の交通安全意識の向上、地域全体で高齢者を見守り配意する意識の高揚、地域の見守り活動の推進、高齢者の安全確保に資する先端技術の活用を進めます。	また、高齢者に対して地域及び家庭における適切な周知・啓発が行われるよう、交通安全をテーマにした世代間交流の促進に努めます。	
432			高齢化の一層の進展に的確に対応するため、高齢者自身の交通安全意識の向上、地域全体で高齢者を見守り配慮する意識の高揚、地域の見守り活動の推進、高齢者の安全確保に資する先進技術の活用を進めます。	

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
433	キ障害者に対する交通安全教育の推進	**⑦ 障害者に対する交通安全教育の推進**	**⑦ 障害者に対する交通安全教育の推進**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課
434	障害のある方に対しては、交通安全のために必要な技能および知識の習得のため、手話通訳員の配置や字幕入りビデオの活用に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催するなど障害の種別や程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進します。	実践型の交通安全教室の開催等の障害の種別や程度に応じたきめ細かな交通安全教育を推進します。	実践型の交通安全教室の開催等の障害の種別や程度に応じたきめ細かな交通安全教育を推進します。	
435	さらに、自立歩行ができない障害者に対しては、介護者、交通ボランティア等の障害者に付き添う者を対象とした講習会等を開催します。	さらに、自立歩行が困難な障害者に対しては、介護者、交通ボランティア等の障害者に付き添う者を対象とした講習会等にも取り組みます。	さらに、自立歩行が困難な障害者に対しては、介護者、交通ボランティア等の障害者に付き添う者を対象とした講習会等にも取り組みます。	
436	ク外国人に対する交通安全教育の推進	**⑧ 外国人に対する交通安全教育の推進**	**⑧ 外国人に対する交通安全教育の推進**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 多文化共生・国際室 自治協働課
437	在留外国人に対する外国人コミュニティや日本語学校等における交通安全教育、外国人を雇用する事業者等による外国人運転者の交通安全教育、観光客等の訪日外国人に対する多言語によるガイドブックやウェブサイト等を活用した日本の交通ルールの周知活動等を推進します。	外国人に対する我が国の交通ルールやマナーに関する知識の普及による交通事故防止を目的として、定住外国人に対し、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いについての理解を深めるため、外国人を雇用する事業所等を通じた教育・啓発を進めます。	在留外国人の交通事故を防止するため、我が国の交通ルールやマナーの周知を図るとともに、母国との交通ルールや交通安全に対する考え方の違いについての理解を深める取組を進めます。	
438	特に、特定技能制度等により国内で働く外国人運転者に対しては、雇用者や関係機関等による交通安全対策を充実させます。	また、増加が見込まれる訪日外国人に対しては、関係機関・団体と連携し、各種広報媒体の多言語化等により我が国の交通ルール周知に努めます。	このため、企業、大学、関係団体及び警察等と連携し、自転車等の交通ルールに関する、多言語資料の配付や講習会の開催など、周知・啓発に取り組みます。	
439	外国人に対する交通安全教育に当たっては、自動車の左側通行、赤信号での右左折禁止、一時停止標識等、自国の交通ルール等との違いを踏まえ、日本の交通ルール等を理解・徹底させます。		また、訪日外国人をはじめとする外国人の交通ルールの遵守を図るため、レンタカー業界、シェアサイクル事業者、特定小型原動機付自転車のシェアリング事業者等と連携した多言語対応の広報・啓発を推進します。	
440	また、訪日外国人をはじめとする外国人の交通ルールの遵守を図るため、レンタカー業界、シェアサイクル事業者、特定小型原動機付自転車のシェアリング事業者等と連携した多言語対応の広報啓発を推進します。			
441	（2）効果的な交通安全教育の推進	**（2） 効果的な交通安全教育の推進**	**(2)効果的な交通安全教育の推進**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課
442	交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な知識および技能を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、従来の方法にとらわれず、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用します。	交通安全教育は、参加・体験・実践型の方法を積極的に活用します。	交通安全教育は、参加・体験・実践型の方法を積極的に活用します。	
443	交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣および情報の提供を行うなど相互の連携を図りながら交通安全教育を推進します。	関係機関・団体とも連携し、交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等の充実を図ります。	企業等を対象に、交通安全教育に活用できる教材や啓発資材等の提供を行うとともに、	
444	また、受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、ドライブレコーダーやシミュレーター、ＶＲ等の安全教育機器の活用など、柔軟に多様な方法を活用し、着実に教育を推進するよう努めます。	また、受講者の年齢等に応じた交通安全教育指導者の養成・確保を図るとともに、ドライブレコーダーやシミュレーター、ＶＲ等の安全教育機器の活用などにも努めます。	関係機関・団体とも連携し、交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等の充実を図ります。	
445	さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材等を見直して、社会やライフスタイルの変化、情報通信技術の進展を踏まえ、新たな手法等も活用し、効果的な交通安全教育に努めます。	さらに、必要に応じて教育の方法、利用する教材等の見直し等を図り、社会やライフスタイルの変化、技術の進展を踏まえた取組を推進します。	また、受講者の年齢等に応じた交通安全教育指導者の養成・確保を図るとともに、ドライブレコーダーやシミュレーター、ＶＲ等の安全教育機器の活用などにも努めます。	
446			さらに、必要に応じて教育の方法、利用する教材等の見直し等を図り、社会やライフスタイルの変化、情報通信技術の進展を踏まえた取組を推進します。	

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
447	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進	**(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進**	**(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進**	
448	ア交通安全運動の推進（県民総ぐるみ運動）	**① 交通安全運動の推進**	**① 交通安全運動の推進**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課
449	県民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するため「滋賀県交通安全県民総ぐるみ運動」として交通対策協議会の推進機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開します。	一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることを目指して、国等と連動した交通安全運動のほか、近江路交通マナーアップ運動やゆりかもめ運動などの啓発活動に加え、交通安全思想の広報・啓発を推進します。	一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることを目指して、国等と連動した交通安全運動や、近江路交通マナーアップ運動、ゆりかもめ運動などを通して、交通安全思想の広報・啓発を推進します。	
450	交通安全運動の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く住民に周知することにより、住民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、関係機関・団体が連携し、運動終了後も継続的・自主的な活動が展開されるよう、事故実態、住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に努めます。	交通安全運動の実施に当たっては、事前に運動の趣旨、実施期間、運動の重点事項、実施計画等について広く市民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動を展開するとともに、関係機関・団体とも連携し、運動終了後の継続的・自主的な活動につなげます。	交通安全運動の実施にあたっては、事前に運動の趣旨、実施期間、運動の重点事項、実施計画等について広く市民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動を展開するとともに、関係機関・団体とも連携し、運動終了後の継続的・自主的な活動につなげます。	
451	また、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体および交通ボランティアの参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進します。			
452	事後においては、運動の効果を検証、評価することにより、一層効果的な運動が実施されるよう配意します。			
453	イ横断歩行者の安全確保（横断歩道利用者ファースト運動）	**② 横断歩行者の安全確保（横断歩道利用者ファースト運動）**	**② 横断歩行者の安全確保（横断歩道利用者ファースト運動）**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課
454		信号機のない横断歩道における横断歩道手前での減速や横断歩道における歩行者優先の再認識を図るため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進します。	信号機のない横断歩道の手前での減速や横断歩道における歩行者優先について運転者の再認識を促すため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進します。	
455		また、歩行者に対しても、運転者に対して横断する意思を伝え、安全を確認してから横断を始めること等の自らの安全を守るための交通行動を促します。	また、歩行者に対しても、運転者に対して横断する意思を伝え、安全を確認してから横断を始めること等の自らの安全を守るための交通行動を促します。	
456	(ｱ)横断歩行者 信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いため、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進します。		ア横断歩行者 歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの遵守及び横断意思の明示、横断前・横断中の安全確認など、自らの安全を守る行動を促す交通安全教育等を推進します。さらに、高齢者には、加齢に伴う歩行速度の低下等を踏まえ、安全な横断方法の周知・啓発を行います。また、運転者に対して、高齢者の行動特性について注意喚起します。	
457				
458	歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの遵守および信号機のない場所で横断するときは手を上げるなど、運転者に対して横断する意思を明確に伝える必要性があることや、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけるといった歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を徹底します。			
459	さらに、高齢の歩行者は、加齢に伴う歩行速度の低下により横断に時間を要するため交通事故の危険性が高まることを踏まえ、横断時の交通事故防止のための交通安全教育を推進するとともに、運転者に対して、このような高齢者の行動特性について注意喚起します。			
460	(ｲ)反射材用品等の普及促進		【移動M03：C545から】 **イ反射材用品等の普及促進**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課
461	薄暮の時間帯から夜間における歩行者および自転車利用者の交通事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。		薄暮の時間帯から夜間における歩行者及び自転車利用者の交通事故防止のため反射材用品等の普及と使用を促進します。	
462	反射材用品等の普及に当たっては、明るい目立つ衣類等の着用に加え、衣服や靴、鞄等の身の回り品への反射材用品の組み込みの推奨に努めます。			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
463	ウ自転車の安全利用の推進（ビワイチ等）	**③ 自転車の安全利用の推進**	**③ 自転車の安全利用の推進**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課
464		自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールの遵守と交通マナーの実践についての市民理解と周知徹底を図ります。	自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールの遵守と交通マナーの実践を理解するための周知徹底を図ります。	
465		自転車乗用中の交通事故の防止や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」（平成19年７月10日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を活用するなど、歩行者や他の車両への配慮等も含めた自転車の正しい乗り方に関する普及啓発に取り組みます。	自転車乗用中の交通事故の防止や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」（令和４年１１月１日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を活用するなど、歩行者や他の車両への配慮等も含めた自転車の正しい乗り方や自転車乗用時のヘルメット着用による頭部被害の軽減効果についての理解を促進し、幼児、児童、生徒に加え、転倒リスクの高い高齢者等、全ての世代における自転車利用時のヘルメット着用に関する普及啓発に取り組みます。	
466		また、自転車の安全利用を促進するため、特に運転技術や交通ルール、交通マナー等を習得するための子どもの自転車の乗り方教室を開催します。	また、令和６年１１月に施行された自転車の「ながらスマホ」の罰則強化や、酒気帯び運転に対する罰則の新設、令和８年４月からの交通反則通告制度について周知を行います。	
467		配達や通勤・通学を始め、様々な目的で利用されている自転車について、ルールやマナーに違反する行動を防止するため、自転車運転者講習制度をはじめとする交通安全教育等の充実を図ります。	さらに、自転車の安全利用を促進するため、特に運転技術や交通ルール、交通マナー等を習得するための子どもの自転車乗り方教室を開催します。	
468		自転車は、歩行者と衝突した場合等に加害者となる側面もあることから、自覚と責任をもつ意識を育みます。	配達や通勤・通学を始め、様々な目的で利用されている自転車について、ルールやマナーに違反する行動を防止するため、自転車運転者講習制度をはじめとする交通安全教育等の充実を図ります。	
469		事業者等の協力も得て損害賠償責任保険等への加入対策を進めます。	自転車は、歩行者と衝突した場合等に加害者となる側面もあることから、自転車利用者としての自覚と責任をもつ意識を育みます。事業者等の協力も得て損害賠償責任保険等への加入対策を進めます。	
470		また、夕暮れ時間帯から夜間における自転車事故防止のため、灯火の徹底や反射材用品等の取付けの促進を図ります。		
471		自転車に同乗する幼児の安全確保のため、幼児同乗時の安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進するとともに、幼児用座席におけるシートベルトの着用を促進します。	また、薄暮の時間帯から夜間における自転車事故防止のため、灯火点灯の徹底や反射材用品等の取付けの促進を図ります。	
472		自転車乗用時のヘルメット着用による頭部被害の軽減効果についての理解を促進し、幼児、児童、生徒に加え、転倒リスクの高い高齢者等、全ての世代における自転車利用時のヘルメットの着用を促進します。	自転車に同乗する幼児の安全確保のため、幼児用座席におけるシートベルトの着用を促進します。	
473				

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
474	(7)自転車の安全対策の強化			
475	自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解するための交通安全教育等を強化します。			
476	令和６年11月に施行された、自転車の「ながらスマホ」の罰則強化、酒気帯び運転の罰則対象化に関する広報啓発を推進するほか、交通事故防止のための基本的な交通ルールの理解等を徹底する取組を推進します。また、令和８年４月から交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が施行されたことを踏まえ、次のとおり自転車の安全対策を強化します。			
477	○令和５年４月に施行された全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化を踏まえ改めて示された「自転車安全利用五則」（令和４年11月１日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）			
478	を活用するなどにより、自転車乗車時の頭部保護の重要性や、全ての年齢層の自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用をはじめとした交通ルール・マナーについて広報啓発、交通安全教育等の充実を図ります。			
479	○自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、自転車利用者に歩行者優先の意識を根付かせるための交通安全教育を推進するとともに、関係事業者の協力を得つつ、自転車の点検整備や加害者になった場合の備えとして損害賠償責任保険等への加入徹底に向けた広報啓発を推進します。			
480	○自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進するとともに、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進します。			
481	○高校等と連携した自転車通学時のヘルメット着用義務化等による着用率の向上を図るとともに、市町によるヘルメットの着用の支援を推進			
482	します。			
482	します。			
483	○高齢者に対して、加齢に伴う身体機能低下の自覚とそれに応じた安全運転を促すとともに、自転車が運転免許証の返納後の交通手段となり得ることを視野に入れた教育を推進します。			
484	○自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働きかけ、自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等を推進			
485	します。			
486	○薄暮の時間帯から夜間における自転車事故を防止するため、灯火点灯の徹底と、反射材用品等の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図ります。			
487	○駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）および普通自転車の型式認定制度および安全基準適合品の利用を促進します。			
488	○駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）の事故状況の分析や、車両特性を踏まえた注意喚起を推進します。			
489	○自転車運転者講習制度を適切に運用し、自転車利用者のルールに対する遵法意識を醸成します。			
490	○交通反則通告制度についての広報啓発を推進します。			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
491	(ｲ)自転車の交通安全教育の推進			
492	自転車の交通安全教育は、効果的な取組を行っている民間事業者、関係団体等の知見を取り入れながら、心身の発達状況や利用目的等のライフステージに応じ、自転車の安全・安心な運転に必要な事項を習得することができるように、教育内容をまとめて策定された「自転車の交通安全教育ガイドライン[注17]」を踏まえ、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体が、それぞれが持つ教育機会に応じた交通安全教育を推進します。			
493	警察は、自転車の交通安全教育について優れた取組を行っている民間事業者等をウェブサイト上に公開することで、自転車の交通安全教育の実施主体（供給側）と、交通安全教育を受けようとする者（需要側）とのマッチングを促進し、民間事業者等による自転車の交通安全教育の充実化を図ります。			
494	[注17] 令和７年12月自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会策定			
495		**④ 歩きスマホ禁止の徹底**	**④ 歩きスマホ禁止の徹底**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課
496		歩きながらスマートフォンを操作する「歩きスマホ」は、周辺に対する視野が狭まり、注意力が散漫になることで、交通事故やトラブル等を誘発する可能性が高いことから、歩きスマホ禁止の周知・啓発に取り組みます。	歩きながらスマートフォンを操作する「歩きスマホ」は、周囲への注意が散漫になり、視野が狭まることで、交通事故やトラブル等を誘発する可能性が高いことから、歩きスマホ禁止の周知・啓発の取組を強化します。	
497		屋外で歩行しながらスマートフォンを操作する人が多い現状を踏まえ、歩きスマホを「しない、させない」気運を醸成するために、歩きスマホによる事故事例等を示した啓発資料などを活用し、広報紙、市ホームページによる周知・啓発、スマートフォンの販売店や携帯キャリア等と協力した街頭啓発等に取り組みます。	周知・啓発を強化するにあたっては、教育機関との連携や、若者等の意見を取り入れながら、効果的な取組につなげていきます。	
498			屋外で歩行しながらスマートフォンを操作する人が多い現状を踏まえ、歩きスマホを「しない、させない」気運を醸成するために、広報紙、市ホームページやSNSの活用及びスマートフォンの販売店や携帯キャリア等と協力した周知・啓発に取り組むとともに、駅前等の人の利用が多い場所での街頭啓発等を行います。	
499		**⑤ 自動車のペダル踏み間違いによる事故対策の推進**	**⑤ 自動車のペダル踏み間違いによる事故対策の推進**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課
500		高齢運転者の自動車のペダルの踏み間違いにより重大事故が発生している状況を鑑み、対策として、自動車の急発進等抑制装置の普及を促進します。	高齢運転者による自動車のペダルの踏み間違いにより、重大事故が発生している状況を踏まえ、自動車の急発進等抑制装置の普及を促進します。	
501			後付け安全運転支援装置の設置補助を実施し、装置の効果を併せて周知します。	

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
502	エ自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進	【移動M01：D512へ】 **⑥ シートベルトの正しい着用の徹底**	移動（本文は移動先に掲載）	
503		シートベルトの着用効果及び正しい着用方法についての理解の促進や衝突実験映像等を用いた着用効果が実感できる交通安全教育の推進、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の啓発等に取り組みます。		
504	(ｱ)妨害運転（あおり運転）防止に向けた広報啓発活動の推進		**⑥妨害運転（あおり運転）防止に向けた広報啓発活動の推進**	
505	妨害運転（あおり運転）を防止するため、その罰則の重さを認識するとともに、自動車の運転者が全ての交通参加者に対し、思いやりと譲り合いの気持ちを持った運転を行うことが必要であること、妨害運転を受けた場合には、安全な場所に避難し、車外に出ることなく110番通報するなどの対応、ドライブレコーダーが被害を受けたことの認定に役立ち、かつ、被害抑止にもつながること等について、インターネット、SNS、広報紙等の各種媒体、交通情報板、各種交通安全イベントや交通安全教室等の場を効果的に活用するなど、広報啓発活動を推進します。		妨害運転（あおり運転）を防止するため、罰則の周知や思いやり・譲り合いのある運転の促進、被害を受けた際の適切な対応、ドライブレコーダーの有効性について、広報啓発活動を推進します。	
506	(ｲ)飲酒運転根絶に向けた交通安全教育および広報啓発活動等の推進		【移動M04：C562から】 **⑦飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報 ・啓発活動等の推進**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課
507	飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、関係機関・団体、事業所等が一体となって飲酒運転の根絶の機運醸成を促す取組の展開を推進します。		飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育、広報・啓発を推進するとともに、地域や職域における飲酒運転根絶の取組を進め、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という市民の規範意識の醸成を図ります。	
508	交通ボランティアや安全運転管理者、運行管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発等、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という県民の規範意識の更なる向上を図ります。特に若年運転者層は、他の年齢層に比較して飲酒運転における交通死亡事故率が高いなどの特性を有していることから、若年運転者層をはじめ、対象に応じたきめ細かな広報啓発を、関係機関が連携して推進します。			
509	また、飲酒運転をした者について、アルコール依存症が疑われる場合に、専門医療機関につなげる取組を継続的に推進します。			
510	(ｳ)「ながらスマホ」対策の強化		**⑧「ながらスマホ」対策の強化**	
511	自動車運転中の携帯電話使用等による交通死亡・重傷事故が増加している状況に鑑み、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する、「ながらスマホ」について、道路交通法で禁止されていること、およびその危険性や交通事故実態等について広報啓発を推進するほか、関係事業者等や、安全運転管理者による教育の徹底を推進します。		自動車運転中にスマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する、「ながらスマホ」の禁止や危険性について広報・啓発に取り組みます。	
512	(ｴ)後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底		【移動M01：C502から】 **⑨後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課
513	シートベルトの着用効果および正しい着用方法についての理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るための広報啓発を推進します。		シートベルトの着用効果及び正しい着用方法についての理解の促進や衝突実験映像等を用いた着用効果が実感できる交通安全教育の推進、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の啓発に取り組みます。	
514	特に後部座席のシートベルトについて、着用率の向上を図るため、非着用時の致死率は、着用時と比較して格段に高くなることを引き続き周知することや、バス、タクシーにおいては運転者から旅客に対し着用を促す働きかけをすること、市町、関係機関・団体等との協力の下、衝突実験映像やシートベルトの着用効果を体験できる装置を用いた参加・体験型の交通安全教育を推進するほか、あらゆる機会・媒体を通じて全席におけるシートベルト着用徹底の啓発活動等を展開します。			
515	妊婦やその配偶者に対して、シートベルトの正しい着用が交通事故の被害から母体や胎児を守ることについて、広報啓発を推進します。			
516	～滋賀県の着用率（令和７年10月、警察庁とJAFの合同調査）～			
517	○一般道におけるシートベルト着用率・運転席…98.3%（全国平均99.1%）			
518	・助手席…95.7%（全国平均96.5%）・後部座席…52.8%（全国平均45.8%）			
519	○高速道路におけるシートベルト着用率・運転席…99.7%（全国平均99.6%）			
520	・助手席…98.8%（全国平均98.8%）・後部座席…87.3%（全国平均79.9%）			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
521	(オ)児童を含むチャイルドシートの正しい使用の徹底		【移動M02：C536から】 **⑩児童を含むチャイルドシートの正しい使用の徹底**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課
522	チャイルドシートの使用効果および正しい使用方法について、理解を深めるための広報啓発・指導を推進し、正しい使用の徹底を図るとともに、交通安全関係団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを促進します。		チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についての理解を深めるための広報啓発・指導を推進します。	
523	また、６歳以上であっても、体格等の事情により、シートベルトを適切に着用させることができない場合にはチャイルドシートを使用させることが望ましいこと等について、広報啓発を強化し、適切なチャイルドシートの使用の定着化を図ります。		また、幼稚園・保育所・認定こども園、病院、販売店、交通安全協会等とも連携し、保護者に対する効果的な取組を行います。	
524	また、チャイルドシートの使用効果と正しい使用方法について、不適正使用時の致死率は、適正使用時と比較して格段に高くなることを注意喚起し、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園・保育所・認定こども園、病院、販売店等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導を推進します。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化します。			
525	～滋賀県のチャイルドシート使用率（令和７年５月、警察庁とJAFの合同調査）～73.5%（全国平均82.4%）			
526	(カ)高速自動車国道における法定速度の引き上げと逆走防止			
527	令和６年４月に、高速自動車国道における大型貨物車両等の法定速度が80キロメートル毎時から90キロメートル毎時に引き上げられたことについて、大型貨物自動車等のドライバーに限らず、幅広くドライバーに対して、車種別の最高速度や通行帯等に係る交通ルール等の周知徹底を図ります。			
528	また、高速自動車国道等における逆走事故・事案の防止のため、関係機関において広報啓発を進めます。			
529	(キ)二輪車乗車中のヘルメットおよびプロテクターの正しい着用方法の周知徹底の推進		**⑪二輪車乗車中のヘルメット及びプロテクターの正しい着用方法の周知徹底の推進**	
530	二輪車乗車中の死者の損傷部位は頭部が最も多く、次いで胸部となっており、二輪車運転者の被害軽減を図るため、顎紐をしっかり締めるなどヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するなど、頭部と胸部等保護の重要性について理解増進に努めます。		二輪車運転者の被害軽減を図るため、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用ついて、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進します。	
531	(ク)トラクターの交通事故防止対策の推進			
532	乗用型トラクターの交通事故を防止するため、作業機を装着・けん引した状態で公道を走行する際の灯火器等の設置、キャビン・フレームの装備、シートベルトの着用等について周知を図ります。			
533	(ケ)先進技術に関する正しい理解の促進			
534	縦・横方向の運行補助機能（DCAS[注18]）や自動運転等の先進技術について、ユーザーが過信することなく使用してもらえるような情報をはじめ、自動車アセスメント情報や、安全装置の有効性、ドライブレコーダーの普及啓発、自動車の正しい使い方、点検整備の方法、交通事故の概況等に係る情報を総合的な安全情報として取りまとめ、自動車ユーザー、自動車運送事業者、自動車製作者等の情報の受け手に応じ適時・適切に届けることや、交通安全教育を推進することにより、関係者の交通安全に関する意識を高めます。			
535	[注18] DCAS：レベル２運転支援機能に相当する縦方向および横方向に持続的に制御する機能。 【削除】(エ)交通事故被害者等の精神健康の回復に関する研究の推進PTSD等持続的な精神的後遺症を持つ者の治療法の研究を推進します。			
536	オ新しい小型モビリティの安全対策	【移動M02：D521へ】 **⑦ チャイルドシートの正しい使用の徹底**	移動（本文は移動先に掲載）	
537		チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についての理解を深めるための広報・啓発・指導を推進します。		
538		また、幼稚園・保育所・認定こども園、病院、販売店、交通安全協会等とも連携し、保護者に対する効果的な取組を行います。		

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
539	(7)特定小型原動機付自転車の安全利用の推進		**⑫特定小型原動機付自転車の安全利用の推進**	
540	特定小型原動機付自転車について、６キロメートル毎時の速度を超えて加速することができない構造であること等の基準を満たす特例特定小型原動機付自転車が一定の要件を満たす場合にのみ歩道通行が可能であり、それ以外の場合は歩道通行が禁止されていること、車道における左側通行の徹底、車両用信号の遵守と停止線での停止の徹底、飲酒運転の禁止といった基本的な交通ルールや自己を守るためにヘルメットの着用が効果的であることについて、関係事業者と連携して利用者に対して周知徹底を図るとともに、若い世代を中心に様々な機会を利用し、安全教育を強化します。		特定小型原動機付自転車について、歩道通行の要件や車道の左側通行、車両用信号の遵守と停止線での停止の徹底、飲酒運転の禁止等の交通ルールとヘルメット着用の重要性について、県計画に基づき、関係機関と連携して利用者に対して周知徹底を図ります。	
541	(ｲ)ペダル付き電動バイクの安全対策の推進		**⑬ペダル付き電動バイクの安全対策の推進**	
542	ペダル付き電動バイクについては、駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）ではなく、一般原動機付自転車または自動車に該当し、道路を通行させるにはナンバープレートを取得し、車体に表示しなければいけないほか、その運転には運転免許が必要であり、乗車用ヘルメットをかぶらなければならないなど、一般原動機付自転車等に適用される交通ルールを遵守する必要があることについて、関係機関、販売事業者、プラットフォーム提供事業者等と連携して、周知を徹底します。		ペダル付き電動バイクは、駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）ではなく、一般原動機付自転車又は自動車に該当し、運転免許が必要であるとともに、ナンバープレートの取得や車体への表示、ヘルメットの着用等が必要であることについて、県計画に基づき、関係機関、販売事業者等と連携して周知を図ります。	
543	また、ペダル付き電動バイクの安全な利用を確保するため、販売事業者が販売時に販売するペダル付き電動バイク等の電動モビリティの車両区分を明示することや飲食物等の配送業務を委託する事業者において、配達員がペダル付き電動バイク等の電動モビリティを配送業務に使用しようとする場合に正確な車両区分を登録させること等、「自動車または一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイクおよびキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン[注19]」に基づき、関係事業者が取り組むべき交通安全対策の一層の推進を図ります。			
544	[注19] 令和６年11月パーソナルモビリティ安全利用官民協議会策定【削除】家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや、官民が一体となった各種の広報媒体を通じた集中的なキャンペーン等を積極的に行い、子どもと高齢者の交通事故防止、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底、飲酒運転や妨害運転等の悪質・危険な運転の根絶、違法駐車の排除等を図ります。また、運転中のスマートフォンの操作等の危険性について周知を図ります。【削除】加齢に伴う身体能力の変化が交通行動に及ぼす影響等について、科学的な知見に基づいた広報を積極的に行います。また、高齢者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の促進を図るとともに、他の年齢層に対しても、高齢運転者の特性を理解し、高齢者マークを取り付けた自動車への保護意識を高めるように努めます。【削除】ともに、報道機関の理解と協力を求め、全県的な気運の盛り上がりを図ります。【削除】ともに、歩行者、自転車利用者の反射材用品等の着用を推進します。			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
	カその他	【移動M03：D460へ】 **⑧ 反射材用品等の普及促進**	移動（本文は移動先に掲載）	
545				
		夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止のため反射材用品等の使用を促進します。	【移動M05：C568から】 **⑭効果的な広報・啓発の実施**	
546				
	(7)効果的な広報の実施			滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課
547				
548	交通安全に関する広報については、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS、街頭ビジョン等のあらゆる広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者等の声を取り入れた広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実効の上がる広報を次の方針により行います。		交通安全に関する広報については、広報紙、市ホームページ等の広報媒体や、「滋賀県警察ぽけっとポリスしが」等を活用し、市民が必要な交通安全情報を速やかに得られるようにします。	
549	○交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の積極的な活用、地方公共団体、町内会等を通じた広報等により家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努め、子ども、高齢者等を交通事故から守るとともに、妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転を根絶する気運の高揚を図ります。		自転車の交通反則通告制度（青切符制度）や、中央線等のない生活道路における自動車の法定速度３０kmへの引き下げ等、交通安全に関する制度の周知を徹底します。 また、広報の実効性を高めるため、次の方針により取り組みます。	
550	○通学で自転車を利用する機会の多い中高生や特定小型原動機付自転車を利用する若い世代を中心に、SNSを活用するなどし、自転車や特定小型原動機付自転車の交通ルールについて、分かりやすく、かつ、効果のある広報啓発活動を推進します。			
551	○高齢者の交通事故防止に関する県民の意識を高めるため、高齢者の歩行中や自転車乗用中の事故実態の広報を積極的に行うとともに、高齢者「三方よし」運動等の分かりやすいメッセージを活用した広報啓発活動を推進します。		ア交通安全に果たす家庭や地域の役割は大きく、特に、子ども、高齢者等を交通事故から守るために、保護者への周知・啓発、地域等からの要請に対応した出前講座、自治会等の地域団体とも連携した広報・啓発に取り組みます。 また、中高生などの若い世代を中心に、SNS等を活用し、自転車の交通ルールを分かりやすく効果的に周知・啓発します。特定小型原動付自転車については、１６歳未満の運転が禁止されていることも踏まえて、交通ルールの周知を図ります。	
552	○民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、交通の安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行います。		イ高齢者の交通事故防止に関する意識を高めるため、高齢者の歩行中や自転車乗用中の事故実態の広報を積極的に行います。	
553			ウ民間団体の交通安全に関する広報・啓発活動を促進するため、交通の安全に関する資料や情報の提供等の支援に努めるとともに、報道機関の理解と協力を得て、交通安全の気運の醸成を図ります。	
554			エ地域や職域における広範な交通安全教育と広報・啓発活動を促進するためのＤＶＤ等の教材の貸出や、子どもの見守り活動を支援するための横断旗、啓発用ビブス等の支給に取り組みます。	
555			オ交通安全に関する広報啓発活動を広く展開し、地域の見守り活動や交通安全教育に携わる人材の確保と育成を図るため、交通安全活動を行っている個人・団体の表彰等に取り組みます。	

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
556	(ｲ)その他の啓発活動の推進		【移動M06：C576から】 **⑮その他の普及啓発活動の推進**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課 地域交通政策課
557	○薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図ります。		県計画に基づき、夜間の重大事故の主原因となっている最高速度超過、飲酒運転等の違反防止を図ります。また、事故データ及び事故多発地点等に関する情報の提供・発信に努めます。	
558	また、季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、交通情報板等を活用するなどして自動車および自転車の前照灯の早期点灯、対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの使用を意識付けます。		冬季のスタッドレスタイヤ装着等の安全対策や、先進安全技術の効果についても周知・啓発を行います。	
559	○県民が交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を図ることができるよう、インターネット等各種広報媒体を通じて事故データおよび事故多発地点等に関する情報の提供・発信に努めます。			
560			また、県や交通事業者と連携し、「幼少期から地域の公共交通に親しみを持ち、自発的な行動をとれる人間を育てる」ことを目的に、児童、生徒への交通環境学習等モビリティ・マネジメント*9活動を推進し、自家用車以外でも安全に移動できる公共交通の利用を促進します。	
561			*9モビリティ・マネジメント：一人一人の移動が、個人的にも社会的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向）へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした交通政策	
562		【移動M04：D506へ】 **⑨ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報・啓発活動等の推進**	移動（本文は移動先に掲載）	
563		飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育、広報・啓発を推進するとともに、地域や職域における飲酒運転根絶の取組を進め、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という市民の規範意識の醸成を図ります。		
564	削除（第12次県計画に該当記載なし）	**⑩ 交差点事故防止対策の推進**		
565		信号無視や一時不停止、安全不確認等の基本ルールの無視が原因による交差点事故を無くすため、街頭指導や啓発活動等により「止まる、見る、待つ」の交差点通行時の基本的な意識の醸成を図ります。		
566	削除（第12次県計画に該当記載なし）	**⑪ 高齢者に優しい３Ｓ運動の推進**		
567		高齢者の安全を確保するため、運転者や自転車利用者が高齢者に優しい運転（３Ｓ「See:見る」、「Slow:減速する」、「Stop:止まる」）に心掛けるよう、運転者の意識の高揚を図ります。		

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
568		【移動MO5：D547へ】 **⑫ 効果的な広報・啓発の実施**	移動（本文は移動先に掲載）	
569		交通安全に関する広報については、広報紙、市ホームページ等の広報媒体や、市民がいつでも、どこでも重要な情報を速やかに得ることができるよう「生活安全ポータルサイト」を開設し、活用していきます。		
570		また、広報の実効性を高めるため、次の方針により取り組みます。		
571	削除（第12次県計画に該当記載なし）	ア家庭、学校、職場、地域等が一体となった広範かつ集中的なキャンペーン等により、子どもや高齢者の交通事故防止、シートベルト着用とチャイルドシートの使用、飲酒運転や妨害運転等の根絶、違法駐車の排除等に加え、特に、スマートフォンを操作しながら運転する「ながらスマホ」の禁止や、道路交通に危険を生じさせないための、他の車両、歩行者等の通行状況、時間帯、天候、路面の状態等に応じた安全かつ適切な運転等の広報・啓発を推進します。		
572		イ交通安全に果たす家庭や地域の役割は大きく、特に、子ども、高齢者等を交通事故から守るために、保護者への周知・啓発、地域等からの要請に対応した出前講座、自治会等の地域団体とも連携した広報・啓発に取り組みます。		
573		ウ民間団体の交通安全に関する広報・啓発活動を促進するため、交通の安全に関する資料や情報の提供等の支援に努めるとともに、報道機関の理解と協力を得て、交通安全の気運の醸成を図ります。		
574		エ地域や職域における広範な交通安全教育と広報・啓発活動を促進するためのＤＶＤ等の教材の貸出や、子どもの見守り活動を支援するための横断旗、啓発用ビブス等の支給に取り組みます。		
575		オ交通安全の広報・啓発活動を広範に展開していくための地域の見守り活動や交通安全教育に携わる人材の確保と育成に資するため、交通安全活動を行っている個人・団体の表彰等に取り組みます。		
576		【移動MO6：D556へ】 **⑬ その他の普及啓発活動の推進**	移動（本文は移動先に掲載）	
577		県計画に基づき、高齢者の交通事故防止に関する市民意識の高揚、夜間の重大事故の主原因となっている最高速度超過、飲酒運転等の違反防止、二輪車運転者のヘルメットやプロテクターの着用、事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供・発信、自動車ユーザー・自動車運送事業者・自動車製造者等への先進技術の適切な使用に関する情報等の提供、交通安全推進を目的としたイベント等を推進します。		
578		さらに、県や交通事業者と連携し、「幼少期から地域の公共交通に親しみを持ち、自発的な行動をとれる人間を育てる」ことを目的に、小学生を対象とし実施している交通環境学習等のモビリティ・マネジメント*7活動を推進し、高齢者や小学生等が自家用車以外でも安全に移動できる公共交通の利用を促進します。		
579		*7モビリティ・マネジメント：一人一人の移動が、個人的にも社会的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向）へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした交通政策		
580	削除（第12次県計画に該当記載なし）			
581	削除（第12次県計画に該当記載なし）			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
582	(4)交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	**(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進**	**(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課
583	交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業および諸行事に対する支援ならびに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進します。また、地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、各期の交通安全運動等の機会を利用して働き掛けを行います。そのため、交通安全対策に関する行政・民間団体間および民間団体相互間において定期的に連絡協議を行い、交通安全に関する県民総ぐるみの活動の展開を図ります。	交通安全を目的とする民間団体における交通安全指導者の養成等の活動の支援と必要な情報の提供に努め、主体的な活動を促進します。	交通安全を目的とする民間団体における交通安全指導者の養成等の活動への支援や必要な情報の提供に努め、主体的な活動を促進します。	
584	また、組織化されていない交通ボランティア等に対しては、資質の向上に資する支援を行うことなどにより、その主体的な活動および相互間の連絡協力体制の整備を促進します。例えば、地域交通安全活動推進委員等交通安全に携わる地域の人材の育成に努めます。	このため、地域団体、自動車製造・販売関連団体、自動車利用者団体等に対しても交通安全運動等の機会を活かして働き掛けを行い、広範な活動を展開します。	このため、地域団体、自動車製造・販売関連団体、自動車利用者団体等に対しても交通安全運動等の機会を活かして働き掛けを行い、広範な活動を展開します。	
585	さらに、地域の状況に応じた交通安全教育の指導者や団体等を育成し、民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動の促進を図ります。	また、交通ボランティア等の資質の向上を図るための支援や相互協力体制の充実、地域の実情に応じた交通安全教育の指導者や団体等の育成、交通安全の取組を次世代につなぐための幅広い年代の参画等を促進します。		
586	これら交通安全活動の重要な担い手である民間団体について、人手不足や資金不足も相まってその活動が困難となっているところもあることから、その継続的な活動を確保するために、県や市町による支援を推進します。		また、交通ボランティア等への支援や相互協力体制の充実、地域の実情に応じた交通安全教育の指導者や団体等の育成、交通安全の取組を次世代につなぐための幅広い年代の参画等を促進します。	
587	(5)住民の参加・協働の推進	**(5) 市民の参加・協働の推進**	**(5) 市民の参加・協働の推進**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課
588	交通安全は、地域住民等の安全意識により支えられており、また地域住民にとどまらず、当該地域を訪れ、関わりを有する通勤・通学者等も含め、交通社会の一員であるという当事者意識を持つよう意識改革を促すことが重要です。	交通安全は、市民に加え、当該地域を訪れ、関わりを有する通勤・通学者等も加えた安全意識によって支えられていることから、交通安全思想の普及徹底を図るにあたり、行政、民間団体、企業等と市民等が連携を密にし、地域の実情に応じた身近な活動を促進します。	交通安全は、市民に加え、当該地域を訪れ、関わりを有する通勤・通学者等も加えた安全意識によって支えられていることから、交通安全思想の普及徹底を図るにあたり、行政、学校、民間団体、企業等と市民等が連携を密にし、自治会等と協力しながら、地域の実情に応じた身近な活動を促進します。 また、交通安全活動に貢献した個人・団体の表彰制度の拡充し、幅広い世代の交通安全意識の向上と地域人材の育成を図ります。	
589	このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、学校、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進するとともに、地域に根ざす住民、町内会、自治会、外国人コミュニティ、防犯協会等との連携を図ります。			
590	このような観点から、地域の交通安全への住民等の理解に資するため、住民や道路利用者が主体的に行う交通安全総点検等、行政と住民が連携を図り、地域に根ざした交通安全対策を推進します。			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
591	**３安全運転の確保**	**３　安全運転の確保**	**３　安全運転の確保**	
592	(1)運転者教育等の充実 安全運転に必要な知識および技能を身に付けた上で安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から、安全意識を醸成する交通安全教育の充実を図るとともに、免許取得時および免許取得後においては、特に、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行います。	**(1)　運転者教育等の充実** 県計画に基づき、運転免許証を取得しようとする者に対する教育としての自動車教習所における教習や取得時講習、運転者に対する再教育等の充実、妨害運転等の悪質・危険な運転者への処分者講習による再教育、二輪車安全運転対策、高齢運転者対策としての高齢者教育や臨時適性検査等の実施、改正道路交通法に基づく高齢運転者の運転技能検査制度の適切な運用、高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用等を進めるとともに、自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境づくりを進めます。	**(1)　運転者教育等の充実** 県計画に基づき、運転免許を取得しようとする者に対する教育としての自動車教習所における教習や取得時講習、運転者に対する再教育等の充実、妨害運転等の悪質・危険な運転者への処分者講習による再教育、二輪車安全運転対策、高齢運転者対策としての高齢者教育や臨時適性検査等の実施、改正道路交通法に基づく高齢運転者の運転技能検査の適切な運用、高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用等を進めます。 また、高齢者をはじめとする市民の移動手段の確保に向け、「第２次大津市地域公共交通計画」に基づき、交通事業者等と連携し、地域公共交通の維持・確保及び利用促進・利便性の向上に取り組みます。自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境づくりを進めるため、高齢者の運転免許証自主返納等促進助成事業を継続し、免許証の自主返納を促します。	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課 長寿福祉課
593				
594	また、これらの機会が、単なる知識や技能を教える場にとどまることなく、個々の心理的・性格的な適性を踏まえた教育、交通事故被害者等の手記等を活用した講習を行うなどにより交通事故の悲惨さの理解を深める教育、自らの身体機能の状況や健康状態について自覚を促す教育等を行うことを通じて、運転者の安全に運転しようとする意識および態度を向上させるよう、教育内容の充実を図ります。	また、シートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底、自動車安全運転センターが行う事業の利用促進、自動車運転代行業者の指導育成、危険な運転者の早期排除等の取組を連携して進めます。	また、関係機関と連携して、安全運転に向けた認知機能の早期チェックのためのチラシ等を用いて、本人と家族が運転機能や認知機能の変化に早期に気付くための情報を提供するとともに、運転機能に関する理解促進のための周知・啓発を進めます。	
595				
596			さらに、シートベルト及びヘルメットの正しい着用、チャイルドシートの正しい使用の徹底、自動車安全運転センターが行う事業の利用促進、自動車運転代行業者の指導育成、危険な運転者の早期排除等の取組を関係機関と連携して進めます。	
597	ア運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実			
598	(ｱ)自動車教習所における教習の充実 自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を考慮しつつ、教習カリキュラムの見直し・検討を進めるほか、教習指導員等の資質の向上、教習内容および技法の充実を図り、教習水準を高めます。			
599				
600	また、教習水準に関する情報の県民への提供に努めます。			
601	(ｲ)取得時講習の充実 原付免許、普通二輪免許、大型二輪免許、普通免許、準中型免許、中型免許、大型免許、普通二種免許、中型二種免許および大型二種免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努めます。			
602				
603	イ運転者に対する再教育等の充実 取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習、更新時講習および高齢者講習により、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の資質向上、講習内容および講習方法の充実に努めます。			
604				
605	特に、飲酒運転を根絶する観点から、飲酒取消講習における、アルコール依存症が疑われる者を専門医療機関につなげる取組や停止処分者講習における飲酒学級の充実に努めます。			
606	自動車教習所については、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努めます。			
607	ウ妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育 運転適性検査により、受講者の運転特性を診断した上で、必要な個別的指導等を実施し、悪質・危険な運転特性の矯正を図ります。			
608				
609	エ二輪車安全運転対策の推進 取得時講習のほか、二輪車安全運転講習および原付安全運転講習の推進に努めます。また、指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実強化に努めます。			
610				

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
611	オ高齢運転者対策の充実			
612	(ｱ)高齢者に対する教育の充実			
613	高齢者講習の効果的実施等に努めます。			
614	(ｲ)臨時適性検査等の確実な実施			
615	認知機能検査、運転適性相談等の機会を通じて、認知症の疑いがある運転者等の把握に努め、臨時適性検査等の確実な実施により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消し等の行政処分を行います。			
616	また、臨時適性検査等の円滑な実施のため、関係機関・団体等と連携して、同検査等を実施する認知症に関する専門医の確保を図るなど、体制の強化に努めます。			
617	(ｳ)運転技能検査の適切な実施			
618	令和４年５月から施行された道路交通法の一部を改正する法律（令和２年法律第42号）に基づく75歳以上で一定の違反歴がある高齢運転者に対する運転技能検査について、一時停止等を実施する課題を通して運転技能を適切に評価するとともに、その結果を踏まえた交通事故防止に資する安全指導を実施します。			
619	(ｴ)高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用			
620	高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢運転者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の促進を図るとともに、他の年齢層に対しても、高齢運転者の特性を理解し、高齢運転者標識（高齢者マーク）を表示した車両に対する保護意識の向上に努めます。			
621	カ運転免許証自主返納に対する支援の推進			
622	高齢者をはじめとする地域住民の移動手段の確保に向け、各地域で公共交通計画を策定した上で、利用促進を含めた公共交通機関の確保・維持・改善の取組を推進します。加えて、観光や福祉等の幅広い地域の関係者の連携と協働を推進し、地域交通のリ・デザインを全面展開することで、公共交通機関の利用促進につなげます。また、令和７年５月に策定された「「交通空白」解消に向けた取組方針2025」に基づき、まずは、集中対策期間（2025年度～2027年度）において、公共・日本版ライドシェア等の普及、民間技術・サービスの活用、地方運輸局等による伴走、共同化・協業化や自治体機能の補完・強化を図る新たな制度的枠組みの構築等国による総合的な後押しを通じて、「交通空白」の解消に取り組みます。			
623	また、関係機関が連携し、運転経歴証明書制度の周知を図るなど、自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図ります。			
624	キ外国人運転者対策の強化			
625	外国人の運転免許保有者が増加する中、既に実施されている運転免許学科試験の多言語化に加え、免許更新時における多言語の教材の活用等により、外国人運転者に対する交通安全教育を充実するとともに、外国人運転者による交通事故や交通違反の取扱い時における出入国在留管理庁との連携を強化します。			
626	また、いわゆる「外免切替」制度について、令和７年10月に改正された新たな制度を厳格に運用します。			
627	レンタカー利用時等における国際運転免許証や外国運転免許証の確認が十分に行われるようレンタカー事業者に対する情報提供を充実するなど、取組を強化します。			
628	このほか、今後増加する特定技能等の外国人運転者の増加に対応し、円滑な免許関係手続が実施できるよう受入体制の強化を図ります。			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
629	ク自動車安全運転センターが行う事業の利用促進			
630	自動車安全運転センター安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活用し、高度の運転技能と専門的知識を必要とする安全運転指導者や職業運転者、青少年運転者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図ります。			
631	ケ自動車運転代行業の指導育成等			
632	自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全および利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施します。			
633	コ自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実			
634	自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、自動車運送事業等の安全を確保するため、事業者に対し、高齢運転者等に受診させるよう義務付けるとともに、受診の環境を整えるため、適性診断実施の認定基準の見直しを検討するなど、引き続き、適性診断の実施者への民間参入を促進します。			
635	サ危険な運転者の早期排除			
636	行政処分制度の適正かつ迅速な運用により長期未執行者の解消に努めるほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努めるなど、危険な運転者の早期排除を図ります。			
637	また、仮停止制度を適切に運用し、交通死傷事故発生時における運転者に対する免許停止処分を迅速に行います。			
638	(2)運転免許制度の適切な運用			
639	県民の立場に立った運転免許業務を行うため、手続の利便性の向上等による更新負担の軽減や、交通事故被害者の心情に沿った対応を行うとともに、増加する高齢者の免許保有者に対応し、自動車教習所等と連携し、高齢者講習、認知機能検査および運転技能検査の受講者等の受入体制の拡充を図ります。			
640	さらに、運転免許試験場を障害者等が利用するための設備・資機材の整備や安全運転相談活動の充実を図ります。			
641	令和７年３月に運用を開始した運転免許証とマイナンバーカードの一体化について、マイナンバーカードとの一体化手続、住所変更ワンストップサービス、住所地以外での迅速な経由地更新およびオンラインによる更新時講習の円滑な運用に努めるとともに、優良運転者等に対するオンライン講習受講等のメリットに関する周知により、交通違反および交通事故の防止に関する意識の醸成を図ります。			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
642	(3)自動運転等の安全の確保と支援	【移動M07：D652へ】 **(2) 安全運転管理の徹底**	移動（本文は移動先に掲載）	
643		安全運転管理者及び副安全運転管理者による事業所内での交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう取り組みます。		
644		また、事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、ドライブレコーダーの映像を活用し身近な道路に潜む危険や日頃の運転行動の問題点等を自ら把握する取組を促進します。		
645	ア特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用等			
646	特定自動運行の許可に係る審査内容や手続等の明確化等の取組、特定自動運行実施者に対する立入検査の実施等により、特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用を図ります。また、安全で円滑な公道実証実験のため、ガイドラインや道路使用許可制度の適正な運用と事業者に対する周知を図ります。			
647	イ自動運転サービス支援道の整備			
648	自動運転サービス支援道における自動運転車優先レーンの設置等の取組を推進します。			
649	ウ遠隔操作型小型車の安全な運行の支援			
650	遠隔操作型小型車の届出制度の周知や使用者に対する立入検査の実施等により、道路における危険を防止するとともに届出制度の適正かつ円滑な運用を図ります。			
651	また、遠隔操作型小型車の安全で円滑な公道実証実験のため、道路使用許可の適正な運用と事業者に対する周知を図ります。			
652	(4)安全運転管理の徹底	【移動M08：D657へ】 **(3) 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進**	【移動M07：C642から】 **(2) 安全運転管理の徹底**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課
653	安全運転管理者および副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する講習の充実等により、これらの者の資質および安全意識の向上を図るとともに、令和５年12月から実施されることとなった安全運転管理者による運転者に対する運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等の義務が確実に履行され、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導します。	県計画に基づき、事業用自動車の交通事故死者数・重傷者数・人身事故件数・飲酒運転件数の削減等を目標とする事業用自動車総合安全プランに基づく取組を促進し、割合が増加している業務上における交通事故の削減を図ります。	安全運転管理者及び副安全運転管理者による交通安全教育指針に基づく事業所内の交通安全教育を推進するとともに、安全運転管理者によるアルコール検知器を用いた運転前後の酒気帯び確認等の義務の履行徹底を図ります。	
654	また、安全運転管理者等による若年運転者対策および貨物自動車の安全対策の一層の充実を図るとともに、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、安全運転管理業務が確実に実施されるよう、指導を行います。		また、企業等を対象に、交通安全教育に活用できる教材や啓発資材等の提供を行います。	
655	さらに、事業活動に関してなされた重大な道路交通法違反等についての使用者等への通報制度を十分活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図ります。		さらに、事業活動に伴う交通事故防止を図るため、ドライブレコーダーの映像を活用し、身近な道路に潜む危険や日頃の運転行動の問題点等を自ら把握する取組を促進します。	
656	事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等（以下「ドライブレコーダー等」という。）の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めるとともに、ドライブレコーダー等によって得られた映像を元に、身近な道路に潜む危険や、日頃の運転行動の問題点等の自覚を促す交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図ります。			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
657	(5)事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進	【移動MO9：DC689へ】 **(4) 交通労働災害の防止等**	【移動MO8：C652から】 **(3) 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進**	大津労働基準監督署
658	事業用自動車の交通事故死者数・重傷者数・人身事故件数・飲酒運転件数の削減等を目標とする事業用自動車総合安全プラン[注20]に基づき、関係者（行政、事業者、利用者）が一体となり総合的な取組を推進します。	県計画に基づき、交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を行うことにより、事業場における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転者に対する教育、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を促進します。	県計画に基づき、事業用自動車の交通事故死者数・重傷者数・人身事故件数・飲酒運転件数の削減等を目標とする事業用自動車総合安全プラン*10に基づく取組を促進します。	
659	[注20] 事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会策定【削除】企業内の			
660	ア運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立			
661	事業者の安全管理体制の構築・改善状況に対する運輸安全マネジメント評価を通じて、運輸事業者による防災意識の向上および事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、運輸事業者の安全に係る取組および事業者によるコンプライアンスの徹底を意識付ける取組を実施します。		*10　事業用自動車総合安全プラン：事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会 策定	
662	また、事業者の安全意識の向上を図るため、メールマガジン「事業用自動車安全通信」や「自動車総合安全情報」ホームページにより、事業者に事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報を引き続き提供するとともに、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティング実施に対して支援するなど、社内での安全教育の充実を図ります。			
663	イ自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底			
664	労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令等の履行および運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者および新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては、厳格化された基準に基づき厳正な処分を行います。			
665	多様な輸送ニーズに対応しつつ、安全性の確保を図るため、バス発着場を中心とした街頭検査等を活用しつつ、バス事業における交替運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握し、事業用自動車による交通事故の未然防止を図ります。			
666	行政が保有する事業用自動車に関する各種情報の分析機能を強化するため、事業者特性・事故原因等の相関および傾向を分析し、事故を惹起するおそれの高い事業者等を抽出する「事業用自動車総合安全情報システム」を構築し、効果的・効率的な指導・監督を実施することで、事業用自動車による事故の未然防止を図ります。			
667	関係行政機関との連携として、相互の連絡会議の開催および指導監督結果の相互通報制度等の活用により、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図ります。			
668	事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である、適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図ります。			
669	以上のような取組を確実に実施するため、監査体制の充実・強化を重点的に実施します。			
670	ウ運行管理未実施、飲酒運転等悪質な法令違反の根絶			
671	平成28年に発生した、軽井沢スキーバス事故のような悲惨な交通事故を二度と起こさないため、関係機関および運送事業者による輸送の安全に向けた意識の醸成や啓発を新たに継続的に取り組みます。			
672	また、悪質な事業者が利益を得るといったモラルハザードを生じさせないよう、運行管理未実施、改善基準告示違反や飲酒運転等悪質な法令違反を根絶するためにも、悪質事業者に対する監査を強力に実施していきます。			
673	点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導するとともに、飲酒運転を防止するための具体的な取組やアルコールが身体に及ぼす影響等を分かりやすくまとめたほか、アルコール依存傾向の強い運転者に関する症状の把握や治療の必要性について記載した「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル[注21]」の周知、常習飲酒者に対するスクリーニング検査の普及促進を図り、事業者における飲酒運転ゼロを目指します。また、薬物使用による運行の根絶に向け啓発を続けます。			
674	[注21] 令和６年３月国土交通省物流・自動車局策定【削除】さらに、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」といった迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう、事業者に対し指導を行います。			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
675	エICT・新技術を活用した安全対策の推進			
676	事業者による事故防止の取組を推進するため、ドライバー異常時対応システム等の先進安全自動車（ASV）装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努めます。			
677	また、自動車や車載器等の通信システムにより取得した運転情報や、車両と車載機器、ヘルスケア機器等を連携させた総合的データを活用したシステムの普及を図り、更なる交通事故の削減を目指します。			
678	オ業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた交通事故防止対策			
679	輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態ごとや運転者の年齢、健康状態等の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、運転者に対する指導・監督マニュアルを随時見直すとともに、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施します。			
680	カ事業用自動車事故の再発防止対策			
681	社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事業用自動車事故調査委員会における事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を含めた原因分析、より客観的で質の高い再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し、交通事故の未然防止に向けた取組を促進します。			
682	キ運転者の健康起因事故防止対策の推進			
683	運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル[注22]」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患等の主要な疾病について、対策ガイドラインの周知・徹底を図るとともに、中小の事業者への受診費用の補助制度を通して、スクリーニング検査の普及を促進します。			
684	[注22] 平成26年４月、国土交通省自動車局自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会改訂			
685	ク自動車運送事業安全性評価事業の促進等			
686	県、市町および民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称Ｇマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努めます。			
687	ケトラック・物流Ｇメンによる荷主等への是正指導の強化			
688	貨物自動車運送事業における長時間労働や過積載運行等の一因となっている、荷主等による違反原因行為を排除するため、トラック・物流Ｇメンによる荷主等への是正指導を強化し、貨物自動車運送事業における交通安全環境の実現を図ります。			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
689	(6)交通労働災害の防止等	【移動M10：D698へ】 **(5) 道路交通に関連する情報の充実**	【移動M09：C657から】 **(4) 交通労働災害の防止等**	大津労働基準監督署
690		県計画に基づき、道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の気象情報や地震等の自然現象等について、情報提供の強化に努めます。	県計画に基づき、「交通労働災害防止のためのガイドライン*11 」の周知徹底を行うことにより、事業場における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転者に対する教育、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を促進します。	
691	ア交通労働災害の防止 「交通労働災害防止のためのガイドライン[注23]」の周知徹底を行うことにより、事業場における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転者に対する教育、健康管		*11 交通労働災害防止のためのガイドライン：平成30 年６月、厚生労働省 改正	
692	理、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を促進します。 また、これらの対策が効果的に実施されるよう関係団体と連携して、事業場における交通労働災			
693	害防止に関する管理者の選任、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく同管理者および運転者に対する教育の実施を推進するとともに、事業場に対する個別指導等を実施します。 [注23] 平成30年６月、厚生労働省改正			
694				
695	イ自動車運転者の労働条件の適正化等 自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、労働基準			
696	法等の関係法令および「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（令和６年４月１日改正告示）の履行を確保するための監督指導を実施します。 また、関係行政機関において相互の連絡会議の開催および地方運輸機関、警察機関との相互通報			
697	制度等の活用を図るとともに、必要に応じ合同による監査・監督を実施します。			
698	(7)道路交通に関連する情報の充実		【移動M10：C689から】 **(5) 道路交通に関連する情報の充実**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課
699			県計画に基づき、道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の気象情報や地震等の自然現象等について、情報提供の強化に努めます。	
700	ア危険物輸送に関する情報提供の充実等 危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合に被害の軽減に			
701	資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード[注24]の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物運送事業者の指導を強化します。 また、危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏えい等が発生した場合に、安全かつ迅速に事			
702	故処理等を行うため、危険物災害等情報支援システムの充実を図ります。 [注24] イエローカード：危険有害物質の性状、処理剤およびその調達先など、事故の際に必要			
703	な情報を記載した緊急連絡カード			
704	イ気象情報等の充実 道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震等の自然現象を的確に把			
705	握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表および迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努めます。 また、道路の降雪状況や路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備			
706	を推進します。 さらに、気象、地震等に関する観測施設を適切に整備･配置し、維持するとともに、防災関係機			
707	関等との間の情報の共有やICTを活用した観測・監視体制の強化を図ります。 このほか、広報や講習会等を通じて気象知識の普及や情報の利活用促進に努めます。			
708				

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
709	**４車両の安全性の確保**	**４　車両の安全性の確保**	**４　車両の安全性の確保**	
710	(1)車両の安全性に関する基準等の改善の推進	県計画に基づき、先進安全自動車（ASV）の普及促進や自動運転機能が作動する走行環境・条件への理解、自動車の検査や点検整備の充実、不正改造車の排除等を進めるとともに、高齢運転者によるペダルの踏み間違いなど運転操作ミス等に起因する事故が発生していることや、今後の高齢化の進展により運転者の高齢化が加速していくことを踏まえ、高齢者が自ら運転をする場合の安全対策として、安全運転サポート車の普及を促進します。	県計画に基づき、先進安全自動車（ASV）の普及促進や自動運転機能が作動する走行環境・条件への理解の促進、自動車の検査や点検整備の充実、不正改造車両の排除等を進めます。また、高齢運転者による運転操作ミスや健康起因による事故が発生していることや、今後の高齢化の進展により運転者の高齢化が加速していくことを踏まえ、高齢者が自ら運転する場合の安全対策として、ペダルの踏み間違いによる交通事故防止のための後付け安全運転支援装置の設置補助を行うとともに、これらの安全技術の効果を周知します。	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課
711		また、自転車の安全な利用と事故防止を図るため、自転車利用者による定期的な点検整備の促進や損害賠償責任保険等への加入の徹底を周知するとともに、夜間における交通事故防止のための灯火の徹底や反射材用品等の利用促進、幼児、児童、生徒や事故による重症化リスクの高い高齢者のヘルメットの着用促進、幼児の同乗時において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及促進に努めます。	また、自転車の安全な利用と事故防止を図るため、自転車利用者による定期的な点検整備の促進や損害賠償責任保険等への加入義務の徹底を図るとともに、夜間における交通事故防止のための灯火点灯の徹底や反射材用品等の利用促進、全ての世代に対するヘルメットの着用を促進します。	
712	ア近年の交通事故実態を踏まえた先進安全自動車（ASV）の普及の促進			
713	先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した先進安全自動車（ASV）について、産学官の協力によるASV推進検討会の下、車両の普及の促進を一層進めます。			
714	安全運転の責任は一義的には運転者にあることから、運転者の先進技術に対する過信・誤解による事故を防止するため、先進技術に関する理解醸成の取組を推進します。			
715	イ高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進			
716	運転操作ミスや健康起因による高齢運転者による事故が発生していることや、運転者の高齢化が今後も加速していくことを踏まえ、高齢運転者が自ら運転をする場合の安全対策として、ペダル踏み間違い時加速抑制装置やドライバー異常時対応システム等普及促進等を推進します。			
717	(2)自動運転車の安全対策・活用の推進			
718	自動運転機能が作動する走行環境条件への理解等、自動運転車について、ユーザーが過信・誤解することなく、使用してもらえるような取組を推進します。			
719	(3)自動車の検査および点検整備の充実			
720	ア自動車の検査の充実			
721	近年急速に普及している衝突被害軽減ブレーキ等の先進技術の機能維持を図るために、現在の外観確認やブレーキテスタ等の測定器を中心とした検査に加え、車両に搭載された車載式故障診断装置（OBD[注25]）に記録された不具合の情報を読み取ることによる機能確認を実施するなど、自動車検査の高度化を図ります。また、独立行政法人自動車技術総合機構と連携し、これらの検査が指定自動車整備事業者等において確実に行われるよう努めます。また、不正改造を防止するため、適宜、自動車使用者の事務所等への立入検査を行うとともに、街頭検査体制の充実強化を図り、不正改造車両をはじめとした整備不良車両および基準不適合車両の排除等を推進します。			
722	指定自動車整備事業制度[注26]の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化します。さらに、軽自動車の検査についても、その実施機関である軽自動車検査協会における検査の効率化および検査体制の充実強化を図ります。			
723	[注25] OBD：On-BoardDiagnostics【削除】高齢化の進展により【削除】安全運転サポート車			
724	[注26] 指定自動車整備事業制度：指定自動車整備事業者が継続検査等の際、国の検査場への現車の提示を省略できる制度【削除】イ型式指定制度の充実車両の構造に起因する事故の発生を防止するため、型式指定制度20により新型自動車の安全性の審査体制の充実を図ります。			
725	削除（第12次県計画に該当記載なし）			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
726	イ 自動車点検整備の充実			
727	(ｱ) 自動車点検整備の推進			
728	自動車ユーザーの保守管理意識を高揚させ、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者と協力して展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進します。			
729	また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会に、関係者に対し車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進します。			
730	なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図ります。			
731	(ｲ) 不正改造車の排除			
732	暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援および自動車関係団体と協力して「不正改造車を排除する運動」を全県的に展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化し、自動車ユーザーおよび自動車関係事業者等の不正改造防止の意識高揚を図ります。			
733	また、不正改造行為の禁止および不正改造車両に対する整備命令制度について、的確な運用に努めます。			
734	(ｳ) 自動車特定整備事業の適正化および生産性向上			
735	点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車特定整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導します。			
736	また、自動車特定整備事業者における経営管理の改善や生産性向上等への支援を進めます。			
737	(ｴ) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上			
738	自動車新技術の採用・普及、ユーザーニーズの多様化等の車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリング等を通じ自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業の環境整備・技術の高度化を推進します。また、整備主任者等を対象とした新技術研修等により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進します。			
739	(ｵ) ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化			
740	民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、ペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行います。			
741	(4) 自転車の安全性の確保			
742	自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、高額な賠償責任を負う事故の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、関係事業者の協力を得つつ、「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、損害賠償責任保険等への加入を徹底します。			
743	また、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火点灯の徹底と反射材用品等の取付けを促進し、自転車の被視認性の向上を図ります。			
744	さらに、全ての世代に対する乗車用ヘルメットの着用を促進します。			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
745	**５道路交通秩序の維持**	**５　道路交通秩序の維持**	**５　道路交通秩序の維持**	
746	(1)交通指導取締りの強化等	県計画に基づき、交通事故の実態や違反等に関する地域特性等を考慮した交通指導取締りを実施し、事故多発路線における街頭啓発を行い、飲酒運転、無免許運転等の悪質性、危険性の高い違反等の根絶に重点的に取り組みます。	県計画に基づき、地域の交通事故の実態や違反等に関する地域特性等を考慮した交通指導取締りを実施し、交通事故多発路線等における街頭啓発を行い、飲酒運転、無免許運転等の悪質性、危険性の高い違反等の根絶に重点的に取り組むとともに、「ながらスマホ」に対する交通指導取締りを強化します。	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課
747		また、事業活動における過積載や過労運転等違反の防止、自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止の防止、妨害運転飲酒運転等の悪質・危険な違反行為の根絶、高速自動車国道等における交通指導取締りの強化、暴走族追放の気運の醸成等に取り組むとともに、「大津市と大津警察署及び大津北警察署との安全で安心なまちづくりに関する協定書」に基づく効率的かつ効果的な交通事故防止対策等に取り組むことで、道路交通秩序の維持に努めます。	また、事業活動における過積載や過労運転等違反の防止、自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止の防止、妨害運転飲酒運転等の悪質・危険な違反行為の根絶、特定小型原動機付自転車及びペダル付き電動バイクの利用者や、高速自動車国道等における交通指導取締りの強化に取り組むとともに、「大津市と大津警察署及び大津北警察署との安全で安心なまちづくりに関する協定書」に基づく効率的かつ効果的な交通事故防止対策等に取り組むことで、道路交通秩序の維持に努めます。	
748	アー般道路における効果的な交通指導取締りの強化等			
749	一般道路においては、子ども、高齢者、障害者の保護の観点から歩行者および自転車利用者の事故防止ならびに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置き、地域の交通事故実態や違反等に関する地域特性等を考慮した交通指導取締りを効果的に実施します。			
750	(7)交通事故抑止に資する交通指導取締りの強化			
751	交通事故実態の分析結果等を踏まえ、交通事故多発路線等における街頭活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、通行区分違反、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。			
752	また、「ながらスマホ」の交通指導取締りを推進強化します。特に、取締り場所の確保が困難な通学路等の生活道路における可搬式オービスを活用した速度取締りを推進するほか、飲酒運転および無免許運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転および無免許運転の根絶に向けた取組を推進します。			
753	さらに、交通事故実態等の分析に基づき、重点交差点や路線等を選定し、指導取締り計画に沿って組織的に交通指導取締りを推進していることや、交通指導取締りの結果生じた交通事故実態の変化、交通流の円滑化、実勢速度の抑制、放置駐車車両台数の変化等、さらにその結果を踏まえた今後の交通指導取締りの方針等についてウェブサイト等を活用して県民に説明し、PDCAサイクル[注27]に基づく交通指導取締りの趣旨や目的が伝わるよう情報発信に努めます。			
754	[注27] PDCAサイクル：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）を繰り返すことによって業務を継続的に見直していく手法【削除】子ども、高齢者、障害者の保護の観点に立ち、【削除】また、地理的情報等に基づく交通事故分析の高度化を図り、交通指導取締りの実施状況について、交通事故実態の分析結果等を検証し、取締り計画の見直しに反映させるPDCAサイクル21をより一層進めます。加えて、交通反則切符自動作成機の導入に向けた検討を行うなど、より効果的な取締りを行うための資機材の整備に努めます。ここにテキストを入力			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
755	(ｲ)背後責任の追及			
756	事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導、監督処分等を行うことにより、この種の違反の防止を図ります。			
757	また、事業所における従業員による飲酒運転の発覚時の自動車の使用者の責任追及を含め、運行管理者・安全運転管理者による運転前後のアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等の義務の履行が徹底されるよう、指導を行うとともに履行状況の確認を行います。			
758	さらに、雇用する外国人が無免許運転等を起こした場合における雇用者等の背後責任の追及を徹底します。			
759	(ｳ)いわゆる白タク・白トラの取締りの強化			
760	いわゆる白タク・白トラ行為については、関係機関の連携の下、抑止に向けた広報啓発活動を行うとともに、関連情報の収集・共有、取締り等を強化します。			
761	取締りについては、末端被疑者の検挙にとどまることなく、組織的な突き上げ捜査等による全容解明や上位被疑者等の検挙に努めるほか、犯罪収益の没収や車両使用制限等の制裁を複合的に実施することにより、効果的に白タク・白トラ行為の排除を図ります。			
762	また、旅行会社や関係サイト運営者、配車アプリ提供者、その利用者等に対して注意喚起等を行うことにより、白タク行為の抑止を図ります。			
763	(ｴ)自転車利用者に対する交通指導取締りの推進			
764	自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等の違反行為に対して積極的に指導警告を行うとともに、令和８年４月から施行された自転車への交通反則通告制度の導入を踏まえ、自転車指導啓発重点地区等を中心とした事故抑止に資する取締りを推進し、飲酒運転、制動装置不良自転車運転、遮断踏切立入り等の悪質・危険な違反行為については検挙措置を行います。			
765	自転車指導啓発重点地区等の選定状況を、具体的な選定理由とともにウェブサイトや広報紙等の効果的な媒体を用いて公表し、交通ルール遵守の重要性および重点地区等において推進する交通指導取締り等の活動に対する国民の理解の確保に努めます。			
766	また、自転車利用時の「ながらスマホ」の取締りを通じた、若年時からの基本ルール、遵法意識の浸透を図ります。			
767	さらに、飲酒運転等の悪質・危険な違反を繰り返す者や違反により交通事故を発生させた者については、法無視の心理的傾向やこれまでの処分歴・違反歴等を踏まえ、危険性帯有者として評価できる場合は、機を逸せずに免許停止処分を行うなど的確に対処します。			
768	(ｵ)特定小型原動機付自転車の利用者に対する交通指導取締りの強化			
769	特定小型原動機付自転車に係る悪質・危険な違反行為に対する交通指導取締りを強化します。			
770	また、交通の危険を生じさせるおそれのある違反行為を反復して行った特定小型原動機付自転車の利用者に対しては、特定小型原動機付自転車運転者講習制度を実施し、違反の再発防止に努めます。悪質・危険な違反を繰り返したり、悪質・危険な違反による交通事故を発生させたりした者に対しては、免許停止処分を含めた的確な行政処分を実施します。			
771	さらに、シェアリング関係事業者に対して、悪質・危険な利用者のサービス利用停止措置またはアカウント抹消措置を講ずることを働きかけます。			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
772	(ｶ)ペダル付き電動バイクの利用者に対する交通指導取締りの強化 ペダル付き電動バイクについては、駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）ではなく、一般原動機付自転車または自動車に該当し、道路を通行させるにはナンバープレートを取得し、車体に表示しなければいけないほか、その運転には運転免許が必要であり、乗車用ヘルメットをかぶらなければならないなど、一般原動機付自転車等に適用される交通ルールを遵守する必要があることの周知徹底を図るとともに、無免許運転、通行区分違反等の悪質・危険な運転に対する交通指導取締りを強化します。 また、ペダル付き電動バイクを駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）として販売する違法な販売事業者対策を推進します。			
775	イ高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等 高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止および円滑な交通流を実現します。 また、交通指導取締りは、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反を重点とし、特に著しい速度超過、車間距離不保持、積載重量違反、通行帯違反、携帯電話使用等の取締りを強化します。			
778	（2）交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進			
779	ア危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車運転死傷行為処罰法第２条または第３条（危険運転致死傷罪）の立件も視野に入れ、適正かつ緻密な捜査を推進します。			
781	イ交通事故事件等に係る捜査力の強化等 交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実および研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努めます。			
783	ウ交通事故事件等に係る科学的捜査の推進 交通事故の現場見取図の作成に活用する３Ｄレーザースキャナ、ひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等を活用し、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進します。			
785	（3）暴走族対策の推進			
786	ア暴走族追放気運の高揚および家庭、学校等における青少年の指導の充実 暴走族追放の気運を高揚させるため、広報活動を積極的に行います。また、家庭・学校・職場・地域等において、青少年に対し、「暴走族加入阻止教室」を開催するなどの指導等を行います。 さらに、暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性を踏まえ青少年育成団体等との連携を図るなど、青少年の健全育成を図る観点から施策を推進します。			
789	イ暴走行為阻止のための環境整備 暴走族等[注28]およびこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等をい集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するとともに、関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを積極的に行います。 [注28] 暴走族等：暴走族および違法行為を敢行する旧車會員（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転し、排気騒音や走行形態により一般通行車両等に迷惑を及ぼす者）【削除】暴走族の実態について【削除】暴走族等の取締り体制および装備資機材の充実を図るとともに、			
792	ウ暴走族等に対する指導取締りの推進 集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反をはじめとする各種法令を適用して検挙および補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行うなど、暴走族等に対する指導取締りを推進します。 また、違法行為を敢行する旧車會員に対する実態把握を徹底し、把握した情報を関係都道府県間で共有するとともに、騒音関係違反および不正改造等の取締りを推進し、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行います。			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
795	エ暴走族関係事犯者の再犯防止			
796	暴走族関係事犯の捜査を通じ、グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努めます。			
797	暴走族関係保護観察対象者に対する保護観察は、遵法精神のかん養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた処遇の実施に努めます。			
798	オ車両の不正改造の防止			
799	暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、道路運送車両の保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないよう、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動の推進および企業・関係団体に対する指導を積極的に行います。			
800	また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して、必要に応じて事務所等に立入検査を行います。			
801	**６救助・救急活動の充実**	**６　救助・救急活動の充実**	**６　救助・救急活動の充実**	
802	(1)救助・救急体制の整備	県計画に基づき、救助体制の充実、多数傷者発生時における消防等の関係機関と連携した救助・救急体制の充実、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発のために消防機関等が行う講習会等の推進、学校における教職員対象の実習及び各種講習会の開催、中学校等での止血法・包帯法・応急手当の指導の充実、救急救命士の養成・配置等の促進を図るとともに、救助・救急施設の整備や救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実、緊急通報システム*8の充実等を図ります。	県計画に基づき、救助体制の整備や、多数傷者発生時における関係機関と連携した救助・救急体制の充実を図ります。 また、自動体外式除細動器（AED）の使用を含む心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発に向け、消防機関等による講習会等の開催を推進します。 さらに、学校における、教職員を対象とした心肺蘇生法の実習を含む各種講習会を開催するとともに、中学校等の保健体育等において児童・生徒を対象とした心肺蘇生法、止血法、包帯法等の応急手当の指導の充実を図ります。あわせて、救急救命士の養成・配置等を促進するとともに、救助・救急資機材の整備、救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実、緊急通報システム*12の充実等を図ります。	消防総務課 警防課
803		また、救急医療体制の整備や救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進します。	また、救急医療体制の整備や救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進します。	
804		*8緊急通報システム：交通事故や緊急事態の発生時に電話等のネットワークを通じて専用の受付センターに手配を行うシステム		
805			*12緊急通報システム：交通事故や緊急事態の発生時に電話等のネットワークを通じて専用の受付センターに手配を行うシステム	
806	ア救助体制の整備・拡充			
807	交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施を期します。			
808	イ多数傷者発生時における救助・救急体制の充実			
809	交通事故等により多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、消防本部間の広域応援体制を強化し、防災ヘリコプターやドクターヘリを効率的に運用するとともに、消防等の関係機関と訓練を実施するなど連携して救助・救急体制の充実を図ります。			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
810	ウ自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進			
811	現場におけるバイスタンダー[注29]による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動を推進します。			
812	このため、心肺蘇生法等の応急手当の知識・実技の普及を図ることとし、消防機関、保健所、医療機関、日本赤十字社、民間団体等の関係機関においては、指導資料の作成・配布、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進します。また、応急手当指導者の養成を積極的に行っていくほか、救急要請受信時における応急手当の口頭指導を推進します。さらに、自動車教習所における教習および取得時講習、更新時講習等において応急救護処置に関する知識の普及に努めるほか、交通安全の指導に携わる者、安全運転管理者等および交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用自動車運転者等に対しても広く知識の普及に努めます。			
813	また、業務用自動車を中心に応急手当に用いるゴム手袋、止血帯、包帯等の救急用具の搭載を推進します。			
814	加えて、学校においては、教職員対象の心肺蘇生法（AED（自動体外式除細動器）の取り扱いを含む）の実習および各種講習会の開催により指導力・実践力の向上を図るとともに、中学校、高等学校の保健体育において止血法や包帯法、心肺蘇生法等の応急手当（AEDを含む）について指導の充実を図ります。			
815	[注29] バイスタンダー：救急現場に居合わせた人【削除】高度な救助資機材や救助工作車の整備を支援するなど救助体制の充実を図ります。			
816	エ救急救命士の養成・配置等の促進			
817	プレホスピタルケア[注30]の充実のため、（一財）救急振興財団が実施する救急救命士養成講習等を活用し、各消防本部において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与および輸液などの特定行為を円滑に実施するための講習および実習の実施を推進します。また、医師の指示または指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制[注31]の充実を図ります。			
818	[注30] プレホスピタルケア：救急現場および搬送途上における応急処置			
819	[注31] メディカルコントロール体制：医学的観点から救急隊が行う応急処置などの質を確保する体制【削除】消防本部への			
820	オ救助・救急資機材の整備の充実			
821	消防学校における救助救急訓練用資機材の整備の充実を図るとともに、救助工作車、救助資機材、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進します。			
822	カ防災ヘリコプターによる救急業務の推進			
823	消防本部が、交通事故等による負傷者の搬送で防災ヘリコプターを活用することが有効と判断し、出動要請をした場合は、滋賀県防災ヘリコプター緊急運航要領および活動要領に基づき防災ヘリコプターを運航し、救急業務の推進を図ります。			
824	キ救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実			
825	救助・救急隊員の知識、技術の向上を図るため、最新の救助・救急技術等を取り入れるなど消防学校における教育訓練の一層の充実を図ります。			
826	ク高速自動車国道における救急業務実施体制の整備			
827	高速自動車国道における救急業務については、中日本高速道路株式会社および西日本高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社」と総称する。）が、沿線市町等と協力して消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき処理すべきものとして、両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護を図ります。			
828	さらに、高速道路株式会社と関係市町等は、救急業務に必要な施設等の整備、従業者に対する教育訓練の実施等を推進します。			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
829	ケ緊急通報システムの拡充整備			
830	交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期かつ的確な救出および事故処理の迅速化のため、新交通管理システム（UTMS）の構想等に基づき、人工衛星を利用して位置を測定するGPS技術を活用し、自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携帯電話を通じて、その発生場所の位置情報や事故情報を消防・警察等に通報することなどにより、緊急車両の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム[注32]（HELP）の普及を図ります。			
831	[注32] 緊急通報システム：交通事故や緊急事態の発生時に電話等のネットワークを通じて専用の受付センターに手配を行う緊急通報システム			
832	(2)救急医療体制の整備			
833	交通事故による傷病者の救急医療体制については、医療圏毎に救急告示病院[注33]で行う二次救急医療体制[注34]および重篤な救急患者の治療を必要とする医療を救命救急センターで行う三次救急体制[注35]で対応しています。			
834	京滋ドクターヘリの運航により、「県下全域で30分以内での救急医療提供体制」が整備されています。また、本県におけるドクターヘリ事業は関西広域連合の事業であることから、大規模事故時においては、他の関西広域連合ドクターヘリの支援を直ちに受けることができます。			
835	三次救急体制を担う救命救急センターを県下で４か所指定しており、本県の整備目標はほぼ達成されていますが、救急医療体制の確立のために、二次救急医療体制の充実（全ての救急告示病院が病院群輪番制[注36]に参加できるよう医師等の確保に努める等）を図ります。			
836	[注33] 救急告示病院：救急隊による救急搬送を受け入れるための医療機関で、知事が認定・告示したもの			
837	[注34] 二次救急医療体制：入院治療や手術を必要とする患者に対応する救急医療体制			
838	[注35] 三次救急医療体制：二次救急体制では対応できない重篤患者に対応する救急医療体制			
839	[注36] 病院群輪番制：地域ごとに休日夜間に対応できる病院が日を決めて順番に対応する体制			
840	(3)救急関係機関の協力関係の確保等			
841	救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、「傷病者の搬送および受入れの実施に関する基準」に基づき、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の強化等を図ります。なお、これらは道路交通に限らず、全ての交通分野における大規模な事故についても同様です。			

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
842	**７被害者支援の充実と推進**	**７　被害者支援の充実と推進**	**７　被害者支援の充実と推進**	
843	(1)損害賠償の請求についての援助等	**(1)　損害賠償の請求についての援助等**	**(1)　損害賠償の請求についての援助等**	
844	ア交通事故相談活動の推進	**①　交通事故相談活動の推進**	**①　交通事故相談活動の推進**	滋賀県県土整備部道路保全課 自治協働課
845	滋賀県立交通事故相談所等を活用し、地域における交通事故相談活動を推進します。	地域における交通事故相談活動を推進します。	
846			地域における交通事故相談活動を推進するとともに、相談窓口に関する情報を周知し、交通事故被害者等の状況に応じた適切な支援につなげます。	
847	(ｱ)滋賀県立交通事故相談所等における円滑かつ適正な相談活動を推進 するため、日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センターその他民間の犯罪被害者支	ア滋賀県立交通事故相談所等とも連携し、円滑かつ適正な相談対応を行うため、日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センターその他民間の犯罪被害者支援団体等の関係機関、団体等との連携・協力に努めます。	ア滋賀県立交通事故相談所等とも連携し、円滑かつ適正な相談対応を行うため、日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センターその他民間の犯罪被害者支援団体等の関係機関・団体等との連携・協力に努めます。	
848	援団体等の関係機関、団体等との連絡協調を図ります。			
849	(ｲ)交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を推進するとともに、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて、相談員の資質向上を図ります。	イ交通事故被害者等の心情に配慮した相談対応が求められることから、多様化・複雑化する相談内容に対処できるよう担当者の技能習得に努めます。	イ交通事故被害者等の心情に配慮した相談対応が求められることから、多様化・複雑化する相談内容に対処できるよう担当者の技能習得に努めます。	
850	(ｳ)滋賀県立交通事故相談所等において各種の広報を行うほか、県のホームページ・市町の広報誌の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供します。	ウ市ホームページ等の積極的な活用により交通事故相談活動の周知を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供します。	ウ市ホームページ等の積極的な活用により交通事故相談活動の周知を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供します。	
851	イ損害賠償請求の援助活動等の強化	**②　損害賠償請求の援助活動等の強化**	**②　損害賠償請求の援助活動等の強化**	滋賀県県土整備部道路保全課 自治協働課
852	警察においては、交通事故被害者等に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進します。	交通事故被害者等に対する適正かつ迅速な救助につながるよう、警察における救済制度の教示や交通事故相談活動を促進します。	交通事故被害者等に対する適正かつ迅速な救済につながるよう、警察における救済制度の教示や交通事故相談活動を促進します。	
853	(2)交通事故被害者支援の充実強化	**(2)　交通事故被害者支援の充実強化**	**(2)　交通事故被害者支援の充実強化**	
854	ア自動車事故被害者等に対する援助措置の充実	**①　自動車事故被害者等に対する援助措置の充実**	**①　自動車事故被害者等に対する援助措置の充実**	滋賀県県土整備部道路保全課 自治協働課
855	公益財団法人おりづる会が交通遺児に対して行う経済的・精神的な援助事業等を支援します。また、自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金貸付け、交通遺児育成基金の行う交通遺児育成のための基金事業等について情報提供を行います。	公益財団法人おりづる会が交通遺児に対して行う経済的・精神的な援助事業や自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金貸付け、交通遺児育成基金の行う交通遺児育成のための基金事業等について情報提供を行います。	公益財団法人おりづる会が交通遺児に対して行う経済的・精神的な援助事業や自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金貸付け、交通遺児育成基金の行う交通遺児育成のための基金事業等について情報提供を行います。	
856	イ交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	**②　交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進**	**②　交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進**	滋賀県県土整備部道路保全課 自治協働課
857	滋賀県立交通事故相談所、警察署の交通課、交通安全活動推進センター等で交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を実施します。さらに、民間の犯罪被害者支援団体や関係機関相互の連携を強化していきます。	滋賀県立交通事故相談所、警察署の交通課、交通安全活動推進センター等で実施される交通事故被害者等への相談業務の周知や、民間の犯罪被害者支援団体と関係機関相互の連携強化を図ります。	滋賀県立交通事故相談所、警察署の交通課、交通安全活動推進センター等で実施される交通事故被害者等への相談業務の周知や、民間の犯罪被害者支援団体と関係機関相互の連携強化を図ります。	
858	警察においては、交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引き」を作成し、活用します。特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図ります。また、死亡事故等の被害者等からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問合せに応じ、適切な情報の提供を図ります。	警察における交通事故被害者等に対する交通事故概要や捜査経過等の情報を提供及び「交通事故被害者の手引き」の活用に加え、生活支援も含めた被害者や遺族に対するきめ細やかな対応を実現するための情報提供、相談窓口の充実にも取り組みます。	警察における交通事故被害者等に対する交通事故概要や捜査経過等の情報を提供及び「交通事故被害者の手引き」の活用に加え、生活支援も含めた被害者や遺族に対するきめ細やかな対応を実現するための情報提供、相談窓口の充実にも取り組みます。	
859	さらに、警察本部の交通捜査担当課に設置した被害者連絡調整官等が各警察署で実施する被害者連絡について指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施するなどして組織的な対応を図るとともに、職員に対し交通事故被害者等の心情に配意した対応について徹底を図ります。	また、交通事故被害者等が抱える悩みや困難に対して、専門的な知見による支援を実施するため、「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書」に基づき民間被害者支援団体である公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターによる取組を促進します。	また、交通事故被害者等が抱える悩みや困難に対して、専門的な知見による支援を実施するため、「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書」に基づき民間被害者支援団体である公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターによる取組を促進します。	
860	ウ自転車損害賠償保険等への加入義務の徹底	**③　自転車損害賠償保険等への加入義務の徹底**	**③　自転車損害賠償保険等への加入義務の徹底**	滋賀県県土整備部道路保全課 大津警察署交通第一課 大津北警察署交通課 自治協働課
861	近年、自転車は、趣味やスポーツ、健康増進の目的として幅広く利用されており、特に、県内外からのビワイチ体験者は年々増加傾向にあります。その一方で、利用者のマナーの悪さが指摘されるなど、県内で自転車を利用する全ての方に対する安全で適正な利用対策が喫緊の課題となっています。そのような中、自転車が加害者となる事故に関し高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、県、市町は、自転車の安全利用に関する意識や運転マナーの向上を図り、自転車利用者が自転車の運転中などに他人の生命または身体に損害を与えてしまったときに補填することができるように、「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、保険または共済への加入義務の徹底を図ります。	自転車事故の加害者として賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済を図るため、「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づく保険又は共済への加入義務を徹底します。	自転車事故の加害者として賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済を図るため、「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づく保険又は共済への加入義務の徹底を図ります。	

	B	C	D	E
	第12次滋賀県交通安全計画	第11次大津市交通安全計画	第12次大津市交通安全計画（案）	担当機関・担当課（案）
862	**８研究開発および調査研究の充実**	**８　情報収集及び調査研究の充実**	**８　情報収集及び調査研究の充実**	
863	(1)道路交通の安全に関する研究の推進	交通事故の発生要因が複雑化、多様化していることやＩＣＴ化の進展を踏まえ、今後の効率的な道路交通安全対策に向けて、人・道・車それぞれの分野における情報収集と調査研究を進めます。	交通事故の発生要因が複雑化、多様化していることやＩＣＴ化の進展を踏まえ、今後の効率的な道路交通安全対策に向けて、人・道・車それぞれの分野における情報収集と調査研究を進めます。	滋賀県県土整備部道路保全課 自治協働課
864	交通事故の発生要因が複雑化、多様化していること、高齢者人口・高齢運転者の増加、ICTの発展、道路交通事故の推移、道路交通安全対策の今後の方向を考慮して、人・道・車それぞれの分野における研究を推進します。	県計画に基づいて実施される安全運転の支援や交通管理の最適化、道路管理の効率化、緊急車両の運行支援、高齢者の交通事故防止、交通事故の長期的予測、交通事故に伴う社会的・経済的損失、交通事故被害者等の視点に立った交通安全対策、交通事故被害者等の精神や健康の回復等を検証する研究成果を取組に活かします。	県計画に基づいて実施される交通管理の最適化、道路管理の効率化、緊急車両の運行支援、高齢者の交通事故防止、交通事故の長期的予測、交通事故被害者等の視点に立った交通安全対策に関する研究の成果を取組に活かします。	
865		安全運転の推進や効率的な道路の維持管理につながる技術の調査研究を進め、交通事故情報に基づく原因の調査・分析を道路改良等の取組に活かします。	安全運転の推進や効率的な道路の維持管理につながる技術の調査研究を進め、交通事故情報に基づく原因の調査・分析を道路改良等の取組に活かすとともに、安全対策を実施した箇所における効果測定を可能な範囲で実施します。	
866		また、交通事故情報や犯罪に関する情報を視覚的に理解できる「生活安全マップ」や、交通安全や防犯に関する総合的なポータルサイトを構築し、市民に対して必要な情報を速やかに提供できる環境を整備し、交通安全対策や調査研究の結果の効果的な周知に取り組みます。	また、市ホームページや「滋賀県警察ぽけっとポリスしが」等を活用し、市民に対して必要な交通安全情報や分析結果を周知します。	
867	ア高度道路交通システム（ITS）に関する研究の推進			
868	(ｱ)交通管理の最適化			
869	交通流・量の積極的かつ総合的な管理を行い、交通の安全性・快適性の向上と環境の改善を図るため、新たな技術を活用した交通管制システム等について、必要な調査研究、実証実験等を行い、その結果を踏まえ、新システムの確立、導入に向けた検討を進めます。			
870	(ｲ)道路管理の効率化			
871	道路管理の迅速かつ的確な対応による道路交通の危険の防止を図るため、路面状況、気象状況等の情報を迅速に収集・提供するシステム、特殊車両等の許可・確認システムおよび実際の通行経路を自動的に把握するモニタリングシステム等の研究開発を推進します。			
872	(ｳ)緊急車両の運行支援			
873	緊急通報システム等の交通事故発生時の緊急車両の迅速な現場急行を可能にするサービスの更なる普及を図るための検討を進めます。			
874	イ高齢者の交通事故防止に関する研究の推進			
875	高齢社会の進展に伴う交通事故情勢の推移や変化する交通事情に対応して、高齢者が安全にかつ安心して移動・運転できるよう、適切な安全対策を実施するため、道路を利用する高齢者および高齢運転者の交通行動特性を踏まえた効果的な交通事故防止対策の立案に関する研究を推進します。			
876	また、高齢者の交通事故防止に有益な最新の先進技術搭載車種の周知、試乗会の実施など、普及・活用促進の取組を推進します。			
877	ウその他の研究の推進			
878	(ｱ)交通事故の長期的予測の充実			
879	多様な側面を有する交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、交通事故に関して統計学的な見地から分析を行い、交通事故の発生に関する傾向や特徴について、長期的な予測の充実を図ります。			
880	(ｲ)交通事故被害者等の視点に立った交通安全対策に関する研究の推進			
881	交通事故被害者等をはじめ、県・市町や交通安全に関わる団体等の視点から、交通安全対策を検討する研究を推進します。			
882	(2)道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化			
883	交通事故の実態を的確に把握し、更なる交通事故死傷者数の削減に向けた効果的かつ詳細な交通安全施策の検討、立案等に役立てるため、工学、医学、心理学等の分野の専門家、大学、民間研究機関等との連携・協力の下、科学的アプローチによる交通事故の総合的調査研究を推進し、事故発生メカニズムの解明と事故予防の施策の確立に向けた体制を充実させます。			
884	さらに、交通事故調査・分析に係る情報や成果を広く一般に提供することにより、産学官民それぞれの立場で行う交通安全対策に貢献します。			